

官報 号外

平成二十五年十一月二十二日

○第百八十五回 参議院会議録第九号(その一)

平成二十五年十一月二十二日(金曜日)

午前十時十一分開議

○議事日程 第九号

平成二十五年十一月二十二日

午前十時開議

- 第一 議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件
- 第二 投資の促進及び保護に関する日本国政府とバプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第四 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第五 投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第六 投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第七 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第八 首都直下地震対策特別措置法案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一
国家戦略特別区域法案(趣旨説明)
- 一、日程第二より第八まで

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件を議題といたします。

アントニオ猪木君は、本院規則第二百四十条の規定により、自己の懲罰事犯の会議に出席することができません。

まず、委員長長の報告を求めます。懲罰委員長北澤俊美君。

〔審査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

○北澤俊美君 た、たいま議題となりました議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、アントニオ猪木君が議院運営委員会理事会の了承のないまま海外渡航を行った件に関し、去る十一月八日に水落敏栄君外七名から議員アントニオ猪木君を懲罰に付するの動議が提出され、同月十三日の本会議において本動議が可決後、懲罰委員会に付託されたものであります。委員会におきましては、委員長より、理事会における協議の結果を報告いたしました。

以下、その内容を申し上げます。

国会開会中の海外渡航については、あらかじめ議院運営委員会理事会の了承を得ることを要する取扱いとなっております。これは、昭和三十六年の議院運営委員会理事会決定によるものであり、長年にわたり各議員、各会派が遵守し、積み重ねてきた重要なルールであります。

今般、議員アントニオ猪木君は、議院運営委員会理事会に対し十分な説明がないまま、その了承を得ることなく、国会開会中の十一月一日から七日まで海外渡航に及びました。アントニオ猪木君は、過去に同種の行為をなした結果、手続を承知しているにもかかわらず、今回、了承を得ていないことも承知の上で渡航いたしました。

これは、議院運営委員会理事会で決定した手続に明らかに反する上、議院の秩序を乱すとともに、参議院の権威を踏みにじるものであることから、厳正な懲罰を科すべきであり、よって、議員

アントニオ猪木君に対し、国会法第二百二十二条第三号による三十日間の登院停止の懲罰を科すべきものとの意見で一致をいたしました。

以上が理事会における協議の結果の内容であります。

次いで、採決の結果、全会一致をもって議員アントニオ猪木君に対し国会法第二百二十二条第三号による三十日間の登院停止の懲罰を科すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本件の委員長報告は、三十日間の登院停止でございます。

本件を委員長報告のとおり決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十九
賛成 二百十一
反対 八

よって、本件は委員長報告のとおり三十日間の登院停止とすることに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) ただいまの議決に基づき、懲罰を宣告いたします。

国会法第二百二十二条第三号の規定により、アント二才猪木君に対し、三十日間の登院停止を命ずる。

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、国家戦略特別区域法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。国務大臣新藤義孝君。

〔国務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕

○国務大臣(新藤義孝君) この度、政府から提出いたしました国家戦略特別区域法案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国が直面する最重要の課題は、我が国経済を中長期的な成長軌道に乗せていくことにあります。そのためには、成長戦略を着実に実施していくことが不可欠であり、我が国を取り巻く国際経済環境の変化に対応して、各政策分野における施策を迅速かつ確実に実施することが重要でございます。とりわけ、国、地方公共団体、民間が三者一体となつて取り組むプロジェクトを対象に、大胆な規制改革等を集中的に推進する新たな手法が必要とされています。

この法律案は、このような観点から、国が、国家戦略特別区域を定めて、規制の特例措置の整備その他必要な施策を総合的かつ集中的に講ずるとともに、地方公共団体及び民間事業者その他の関

係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の実現を図り、もつて我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ろうとするものであります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、基本方針を閣議決定により定めるものとしております。

第二に、国による国家戦略特別区域の指定及び国家戦略特別区域ごとに定められる区域方針についての所要の手続を定めております。

第三に、国家戦略特別区域ごとに組織される国家戦略特別区域会議、同会議による区域計画の作成及び認定申請、内閣総理大臣による計画の認定等の所要の手続を定めております。

第四に、国家戦略特別区域において講ずる規制の特例措置等の内容について定めております。

第五に、国家戦略特別区域における施策に関する重要事項について調査審議を行うため、内閣総理大臣を議長とする国家戦略特別区域諮問会議を内閣府に設置することとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等をしております。

第二に、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関する内閣総理大

臣等の意見に関する規定を追加しております。第三に、国家戦略特区支援助利子補給金に関する検討条項を追加しております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。有田芳生君。

〔有田芳生君登壇、拍手〕

○有田芳生君 民主党・新緑風会の有田芳生です。

会派を代表して質問いたします。

安倍晋三内閣が成長戦略の柱にしている国家戦略特別区域法案に関してお尋ねする前に、超党派の国家戦略として一刻も早く解決しなければならぬ拉致問題について、特定秘密保護法案とのかわりて担当大臣に若干お聞きいたします。

今年五月十四日から十七日まで、飯島勲内閣官房参与が北朝鮮を訪問いたしました。帰国した飯島参与は週刊誌で、「オレが金正恩執行部とやり合ってきた、日間では実務者協議はもう終わっているのよ」、あるいは、「外務省が「改めて実務者協議を」なんてやつても意味ないね」と発言しています。さらに、テレビでは、北朝鮮の核・ミサイル開発、拉致問題について、近い時期には横並び一線て全部解決する、動き出すのは遅くとも参議院選の後、国連総会の前までには完全に見えてくると語りました。被害者家族の期待は大きく高まりました。ところが、九月十七日から始まった第六十八回国連総会前はどうか、いまだ何の動

きもありません。しかも、会談内容は、その概要さえ拉致被害者家族に伝えられていません。政府は、この問題に対する私の質問主意書に、飯島内閣官房参与の「個人としての見解である」と突き放しました。

拉致問題を全面解決するという安倍政権が発足してから一年近く、拉致被害者家族には何ら個別の状況が説明されていません。そこに特定秘密保護法案です。特定失踪者を含む御家族からは、今でも情報を与えられていないのに、更に壁ができしてしまうのではないだろうかと不安と危惧が広がっております。

そこで、森担当大臣にお聞きします。

第一に、北朝鮮による拉致問題に関するやり取りは、この法案の別表第二号「外交に関する事項」に該当する特定秘密の対象になるのでしょうか。自民党のホームページでは特定秘密の対象と明記されましたが、なるならば、どのような内容が特定秘密となりますか。例えば、拉致被害者の確たる生存情報あるいは確たる居住地情報はいかがですか。それが特定秘密に指定された場合、被害者御家族に情報は与えられますか。具体的にお答えください。

第二に、これまで外務省は、拉致問題に関する国民からの情報公開請求に対して、情報公開法第五条三項の「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を根拠として不開示決定を繰り返しています。特定秘密保護法案によらずとも、情報公開法第五条

三項を適用すれば済むのなら、特定秘密に指定しなくてもいいのではありませんか。

国家戦略特別区域法案についてお尋ねします。

安倍首相は、十月十五日に参議院で行った所信表明演説で、「競争の舞台は、オープンな世界。日本は、世界で一番企業が活躍しやすい国を目指します。」「特異な規制や制度を徹底的に取り除き、世界最先端のビジネス都市を生み出すため、国家戦略特区制度を創設します。」と、バラ色の未来を高らかに打ち出しました。

その方針を具体化すべく、安倍首相を本部長とする日本経済再生本部は十月十八日に戦略特区の規制緩和概要を決めました。しかし、大胆な規制緩和を見送ったため、経済界の期待はしぼみ、日経平均株価は小幅安にとどまりました。新聞報道も、岩盤規制崩せず、規制緩和足踏みなどと表現し、成長戦略への期待は薄れる可能性もあると、厳しいものでした。

十一月五日にこの法案が閣議決定されたときも、既に政府は次の目玉を模索し始めているなどとも報じられています。国会審議が始まってからも同じような報道傾向です。目玉を打ち出しても、それが消え、更に目玉を探していく。これでは蜃気楼のような政策の積み重ねにばかりまかせん。

読売新聞の主筆は、この十一か月間に、ホテルでの三回の会食を含め五回も首相と面談しています。この事実が象徴されるように、安倍政権の熱烈な応援団だと世間から見られている新聞でさえ、この法案には厳しい見方をしています。

十一月十二日の社説はこう書いています。「国家戦略の名を冠しながら、こんな小粒な規制緩和

のメニューでは「看板倒れ」と言われても仕方あるまい。「いい食材がない」とおいしい料理が作れないように、肝心の緩和メニューが踏み込み不足では、いくら味付けを工夫しても、効果的な特区作りは望み薄だろう。」もちろん読売新聞の主筆は、「経済界の期待する規制緩和の多くが見送られた。」とあるように、その内容は、解雇特区などと言われた企業優遇の規制緩和を含むものでしょう。

そこで、まず新藤大臣に、制度の骨格についてお聞きします。

現在でも地域の特性に応じて規制改革を行う仕組みがあります。構造改革特区や総合特区、あるいは課税の特例で見れば地域再生計画です。このように様々な制度が既に存在し、各自自治体で活用されているではありませんか。それぞれの自治体が、地元の具体的な要求に根差して活性化すべく提案や採択がなされているのです。

構造改革特区との接続については、みなし規定が書き込まれています。しかし、国が自ら指定を行うとしている以外は、ほかの特区制度との違いは十分には明らかではありません。この法案のように、地域を限定した規制改革を進めるのなら、なぜ国家戦略特区でなければならぬのでしょうか。規制改革であれば構造改革特区で、規制・財政、金融などは総合的の特区制度でいいのではないのですか。既存の制度でなぜ実現できないのか、お答えください。

次に、地域主権と国家戦略特区との関係について、再び新藤大臣に伺います。

本法案では、特区ごとに国家戦略特区会議を設置し、特区担当大臣、自治体首長、民間事業者が

協議し、その計画について合意することになっており、その実施地域は国が定めることになっております。地域は、個々の特性に応じた計画を立て、各種事業を既に実施しています。国の施策は、本来、このような地域の自主性を伸ばし、支え、助けるものでなければなりません。その目的を実現するために、これまでの構造改革特区や総合特区では地域提案型となっていました。国がトップダウンで地域ごとの将来像を決めてしまう今回の制度は、地域の自主性をゆがめることにもなりかねないのではないのでしょうか、答弁をお願いします。

さらに、新藤大臣にお聞きします。

ブラック企業問題が社会問題となつていくときに、安倍政権では、特区内で解雇規制を緩和するといういわゆる解雇特区構想を打ち出しました。安倍首相は、「解雇特区などというレッテル張り

は、事実誤認であり、不適切であります。」と衆議院の本会議で答弁しています。しかし、そうでしょうか。疑念は拭えません。雇用分野については、これからの問題は山積みです。解雇規制の緩和問題は、国家戦略特区の今後の議論で再び取り上げられるのでしょうか。

次に、田村大臣にお聞きいたします。

雇用規制の緩和は、憲法が定める基本的人権の侵害に当たります。さらに、特区だけで規制緩和をすることは国際労働機関、ILO条約違反ではないでしょうか。しかし、厚生労働省は全国一律での規制緩和なら可能との原則論を持ち出しました。今後は雇用の規制緩和を全国一律で行うつもりでしょうか。それがいわゆる解雇特区の全国展開にならない保証はどこにありますか、基本的認

識をお示しください。

法案には、雇用労働相談センターが新たに設置されるとあります。本法案では、日本の労働法制が複雑であり、外資系企業などの進出の障害になつていくとの理由で、常設の相談窓口である雇用労働相談センターを通じた情報提供や相談が盛り込まれています。しかし、労働紛争の事前の相談機関として、既に各都道府県の労働局、労働基準監督署、ハローワークなど多岐にわたる組織があります。また、各法人には、弁護士や社会保険労務士など専門家も数多くかわつていて、労働問題があるとの指摘がありますが、日本では既に労働審判制度を導入し、既存の法制の中で紛争の早期解決も可能となつています。

このような制度全体の中で、なぜ新たに雇用労働相談センターを設置する必要があるのでしょうか。更に窓口を増やすことで利用者が混乱することになるではありませんか、田村大臣のお考えをお聞きたいです。

次に、雇用ガイドラインについて伺います。

法案では、裁判例を分析、類型化した雇用管理及び労働契約の在り方に関する指針である雇用ガイドラインを作成し、個別労働関係紛争の防止を図るとしています。雇用契約に関する指針は、特区内だけの問題ではなく、広く全国にかかわる問題であります。それにもかかわらず、労働法制の枠組みで議論することなく、特区法の枠組みの中でこのような指針を示すことになれば、働く人たちの権利を軽んずるだけではなく、企業にも誤った情報を提供することにもなりかねません。これまでの検討経過を見るにつけ、政府は、将

来的な解雇規制の緩和を目指し、日本をいつでも首にできる国にしようとしているとしか見えません。なぜそれほどに解雇をしやすい制度を進めたいのか、特区の中で雇用ガイドラインがなぜ必要なのでしょうか。田村大臣の答弁を求めます。

次に、所管大臣の関与について新藤大臣にお伺いします。

本法案では、各規制項目を所管する大臣は、特区を指定する諮問会議にも、特区内での規制改革内容を決定する国家戦略特区会議にも原則的には参加しないことになっています。確かに、規制主体が議論に加わることで議論が後ろ向きになることはあり得ることでしょう。しかし他方で、各規制担当大臣は、労働行政の場合のように、単に規制を行っているだけではなく、その規制によって守られている労働者保護の担い手でもあります。今回迷走を続けたいわゆる解雇特区のように、担当大臣が加わることで現場の実態に即さない無謀なアイデアに歯止めを掛けることも可能になるはずで、所管大臣がなぜ関与しない仕組みとなっているのか、特区担当大臣の答弁を求めます。

最後に一言、規制改革を進める上で、特区制度はこれまで有効に活用されてきたのではないのでしょうか。地域自らが自分たちの足下にある問題を見詰め直し、その問題を解決するためにどのような規制改革が必要かを自由に議論し国に提案する、そのことが自らが地域の活力を向上させ、強くさせてきたのだと思います。もちろん、こう指摘したからといって、特区自体の新たな取組を否定するものではありません。しかし、それが地域の足をすくう取組のようなことがあつては本末転倒であります。東京新聞の解説記事は、本法案に、「国民不在の「企業目線」とタイトルを付けまし

た。

果たして、本法案で地域の自主性を加速させ、活性化を実現することができのでしょうか。今後の徹底した審議の中で建設的議論が進むことを期待して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇、拍手)

○国務大臣(新藤義孝君) 有田議員から四点お尋ねをいただきました。

まず、既存の特区制度がある中で、国家戦略特区法案の必要性に関するお尋ねでございます。

国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行することで成長戦略の推進役を担おうとするものでございます。

今回成果を得た項目は、いずれも、過去何年にわたり、物によつては十年以上にわたつて何度も規制改革提案がなされては実現できなかった事項ばかりでございます。例えば、雇用ルールの明確化、病床規制の緩和、公設民営学校の解禁、農業委員会の見直しなど、これまでにない画期的な成果だと考えております。また、これらの項目を組み合わせさせた特区の実現で、今後、経済活性化の起爆剤となつて、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出したと考えているわけでございます。

なお、お尋ねの既存の特区制度等との比較でいえば、構造改革特区は、個別の規制改革事項を措置するものでございます。また、総合特区は、地域を指定し、規制改革に加え、税制、財政措置等の支援を含め、地域が提案するプロジェクトを推進するものでございます。これに對しまして、国家戦略特区は、従来のように地方公共団体の提案に對しマル・バツを付けるのではなく、民間と地方と国が一体となつて取り組むべきプロジェクト

を形成し、国ぐるみで大胆な規制改革を実現しつつ、成長戦略の起爆剤しようとするものでございます。

次に、地域の自主性との兼ね合いについてのお尋ねでございます。

国家戦略特区は、大胆な規制・制度改革を講じ、国、地方公共団体、民間が三者一体となつてプロジェクトを推進することにより、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出することを目指しております。このため、国が主導的に国家戦略特区の区域を指定することとしたものであります。

一方、特区の指定や区域方針の策定に当たつては、関係地方公共団体の意見を聴くこととともに、関係地方公共団体の長が国家戦略特区会議の構成員として区域計画の作成に当たることとし、地域の意見も反映する仕組みとしておりまして、地域の自主的な取組を十二分に取り込んだものと、このように考えております。

次に、雇用ルールについてのお尋ねでございます。

雇用の拡大を阻んでいる雇用ルールの問題は、厳し過ぎることではなく不明確なことでございます。したがつて、その処方箋は、ルールの緩和や自由化ではなく、雇用ガイドラインを作り、契約が雇用ルールに沿っているかどうかを明確化できるようにすることでございます。この方針は、当初プランから今回の法案まで一貫しており、そもそも雇用の拡大策として様々な議論を行つてまいりました。したがつて、法案成立後、雇用ルールの明確化のための新たな規制・制度改革の二一ズが出てくれば、国家戦略特区諮問会議や特区会議を活用し、総理主導の下で取り組んでまいることになります。

最後に、関係大臣の国家戦略特区諮問会議等への関与についてお尋ねがありました。

日本経済の再興が国家としての喫緊の課題となつている中、成長戦略の要である国家戦略特区については、スピード感を持つて強力に取り組む必要があると思つております。このため、総理主導の下で、迅速で簡潔に実行できる体制を構築したところでございます。

こうした趣旨から、諮問会議及び特区ごとに設置する特区会議の構成員となる大臣は必要最小限の範囲とすることとしたしましたが、特定の事業や規制改革に関し専門的な立場から意見を聴く必要がある場合などには、関係大臣を参加させることができることにしています。また、区域計画の認定に当たつては、関係大臣の同意を得なければならぬと、このようにしております。

いずれにせよ、政府としては、一体となつて国家戦略特区を強力に進めてまいりたいと、このように考えております。(拍手)

(国務大臣森まさこ君登壇、拍手)

○国務大臣(森まさこ君) 北朝鮮による拉致関連情報と特定秘密の指定についてのお尋ねがありました。

これに関する特定秘密の指定については、対象となる情報について、特定秘密の保護に関する法律第三条第一項に規定する要件を満たすかどうかを個別具体的な状況に即して判断する必要がある、一概にお答えすることは困難です。

また、これまでも関係機関において、拉致被害者の親族等に対し、捜査、調査に支障のない範囲でその状況を説明してきているものと承知しておりますが、本法案により、その捜査、調査に支障のない範囲が縮小されるのではなく、引き続き

関係機関において同様の措置をとるものと承知しております。

特定秘密保護法案と情報公開法の関係についてのお尋ねがありました。

本法案は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿するものが必要であるものの保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものでありますから、この目的は、情報公開法によって達成することは困難であると考えております。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇、拍手)

○国務大臣(田村憲久君) 有田議員から三問ほど御質問をいただきました。

まず、国家戦略特区での雇用ルールの取扱い等についてのお尋ねでございます。

雇用に関する基本的なルールである労働基準法や労働契約法等については、一部地域を対象として緩和できるかどうかについては、生存権の基本的権である労働権を保障する観点から慎重に検討されるべきものと考えております。

同時に、経済社会の変化に対応し、雇用ルールの在り方を見直すことにはこれまでも取り組んできてまいりましたが、そうした際には、公労使の三者で構成される労働政策審議会で議論が尽くされる必要があると考えております。

また、今般の法案で、国家戦略特区では、雇用ガイドラインの活用等により雇用条件の明確化に取り組むこととしております。これは、企業が紛争を生じることなく事業展開することを容易にするとともに、従業員が意欲と能力を発揮できるように行うものであつて、解雇をしやすくするな

どという考えは全くございません。

続きまして、雇用労働相談センターの必要性についてお尋ねがございました。

雇用労働相談センターは、新規開業直後の企業や海外からの進出企業にとって我が国の雇用ルールが分かりにくいという声にこたえるため、国家戦略特区に設置するものであります。

雇用労働相談センターでは、こうした企業の要請に応じ、その雇用管理や労働契約事項が裁判例を分析、類型化した雇用ガイドラインに沿っているかどうかなど、具体的事例に即した相談、助言サービスを提供する方針であります。したがって、雇用労働相談センターは、全国一律の取組として労使双方を幅広く対象とした紛争解決制度として行われる、個別労働紛争解決促進法に基づく都道府県労働局長の相談やあつせん、裁判所における労働審判制度とは異なるものと考えております。

いずれにせよ、既存の制度との適切な役割分担の下、利用者に対して必要なサービスを提供できるよう、雇用労働相談センターの具体的な内容について検討してまいりたいと考えております。

最後に、雇用ガイドラインの必要性についてのお尋ねがございました。

まず、法案の第三十七条で規定している雇用指針については、十月十八日に決定された国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針にあるとおり、裁判例を分析、類型化して作成するものであります。雇用指針は裁判規範としての法的効力を持つものではありませんが、個別労働関係紛争の未然防止及び予見可能性の向上に資するものと考えております。国家戦略特区において、新規開業直後の企業や海外からの進出企業等にとって我

が国の雇用ルールが分かりにくいという声にこたえるため、この雇用指針を活用し、具体的事例に即した相談、助言サービスを実施するものであります。

政府といたしましては、こうした取組により、雇用条件の明確化を図り、労働者の意欲や能力の発揮を進める考えであり、今後の施策の具体化に当たつても、解雇をしやすくするといった観点から検討を行う考えはございません。

以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 山下芳生君。

(山下芳生君登壇、拍手)

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、国家戦略特別区域法案について質問します。

政府は、国家戦略特区について、新たな規制緩和を全国で展開するための突破口と位置付けています。しかし、これまでの規制緩和によって私たちの社会が一体どうなったのか、しっかりと検証する必要がありますのではないのでしょうか。

今や、若者や女性の二人に一人が正社員になれず、不安定雇用と低賃金に苦しんでいます。そのことに多くの国民が胸を痛めています。若者や女性のせいではありません。一九九九年の派遣労働の原則自由化、二〇〇四年の製造業への派遣労働の解禁など、相次ぐ労働法制の規制緩和がもたらした結果であり、これが賃下げ社会の一番の要因ともなっています。

また、大店法を廃止し、大型店の出店、退店を自由化した結果、全国各地で商店街がシャッター通りとなりました。都会の真ん中で買物難民と言われる高齢者が生まれていることは深刻であります。

官房長官、歴代自民党政権が推し進めてきた弱肉強食の市場原理に基づく規制緩和が、私たちの社会を、若者が自らの能力を生かせず将来に希望を持たない社会、高齢者が安心して住み続けられない地域社会にしてしまった、まず何よりそのことを自覚し反省すべきではありませんか。

国民の命と暮らし、雇用と中小企業を守るために必要な規制、安心、安全を保障するための規制までなくしてはならないと考えますが、いかがですか。

以下、法案の具体的な問題について聞きます。

法案は、総理大臣、官房長官、特区担当大臣及び民間有識者をメンバーとする国家戦略特区諮問会議をつくり、そこで特区で実行する規制緩和の内容を決めるとしています。民間有識者とは企業側の利益代表です。これは、企業の利益に直結する規制緩和を総理と企業の代表が一体となつて進める体制づくりではありませんか。

現在、政府の下に置かれている産業競争力会議の民間議員の中には、派遣会社会長の竹中平蔵氏やネット販売会社社長の三木谷浩史氏の名前がありますが、国家戦略特区諮問会議の民間議員には、規制緩和で直接利益を得るような業界関係者、利害関係者は断じて入れるべきではありません。明確にお答え願いたい。

さらに、政府は国家戦略特区で大企業に対する減税策の導入を目指していると報道されていますが、これは事実ですか。

さきに述べたとおり、規制緩和は国民生活に多大な影響を与えます。にもかかわらず、法案では、国家戦略特区で実行される規制緩和のもとらすマイナスの影響、例えば労働条件の悪化、事業者の経営悪化、医療被害、環境破壊などについて

て、問題点を主張できる人が諮問会議や区域会議のメンバーになることはできず、関係大臣さえ蚊帳の外に置かれています。これでは、特区の指定や計画の作成に、国民や住民、自治体の声、専門家の声はどのように反映されるのですか。影響が出た後にそれを検証する体制もないのではありませんか。

政府の国家戦略特区ワーキンググループの議事概要を見ると、まず特区でやってみて全国でやるべき、どちらがより多くの国民をモルモットにしているのかなどと、驚くべき議論が展開されています。悪影響を受ける国民の声を無視し、被害を放置する、まさに国民をモルモット扱いするような特区を認めることはできません。

次に、法案は、幾つかの分野で具体的な規制緩和が提案されています。その一つが雇用の分野です。この間、国家戦略特区ワーキンググループでは、労使の契約でいつでも解雇できるようにすることや、労働時間の上限規制の緩和などが検討されてきました。まさに解雇特区、過労死特区ともいうべきものであり、断じて容認できません。

さすがにこうした企ては国民の批判を前にトーンドンダウンしましたが、新たに有期労働における期間の定めのない雇用への転換申込み発生までの期間の在り方などについて検討するとしたことは見過ごせません。官房長官は、五年を十年にする述べたと報じられましたが、何年働いても非正規雇用、正社員への道を遠ざけることになる有期労働の無期転換申込み発生期間の引き延ばしを検討しているのかどうか、明確にお答えください。

今、自動車産業などで働く期間社員に対し、最長二年十一月あるいは最長四年十一月など

契約期間の上限を置きながら、数か月単位で細切れの雇用を契約する、一方で大量の期間社員切りをしながら、他方で大量の期間社員を採用するという、極めて不合理なやり方が広がっています。非正規から正規への道が開かれていることが大事というのなら、こうした脱法行為こそやめさせるべきではありませんか。

以上、官房長官の答弁を求めます。

次に、厚生労働大臣に質問します。

労働基準法第一条には、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。」と明記されています。労働のルールは全国一律であるべきであって、特区で治外法権となる地域をつくることなどあつてはならないと考えますが、いかがですか。

また、戦略特区における労働相談センターの設置、雇用ガイドラインの策定については、いずれも、政府・厚生労働省として、あくまでも雇用の確保、雇用の安定を前提として、企業が社会的責任を果たすよう指導を強めるべきだと考えますが、大臣の決意を伺います。

農林水産大臣に伺います。

経済団体は、農地耕作者主義原則を否定し、農業分野への株式会社参入を一貫して求めています。法案は、農業従事者の役員の構成比を大幅に低め、農業生産法人の要件緩和を進めるものです。これは、農業委員会事務の一部市町村への移

管など、農業委員会の形骸化を図ることと併せて、農業への株式会社参入の一里塚しようとしているものではありませんか。

文部科学大臣に質問します。

法案では、公立学校の民間委託を検討するとしています。学校教育法上、学校の設置者がその教育に責任を負うことが求められています。公立学校の民間委託は、公立学校の設置者である地方公共団体の責任及び国の責任の後退につながるのではありませんか。

また、この民間というのは株式会社など営利法人も含むのですか。もしそうだとすれば、本来、子供たちの教育に掛ける費用を株式配当に回すことになり、学校が利潤追求の道具になります。安倍政権の目指す教育改革とはそういうことなのでしょうか。

最後に、法案には、ほかにも各分野の規制緩和が盛り込まれています。しかも、今回は第一弾にすぎません。そもそも、特区による規制緩和は、アメリカの対日規制改革要望で繰り返し要求されていたものです。日米の財界の要求を優先し、国民の命や暮らし、雇用や中小企業を守るルールを壊すことなどあつてはなりません。

法案の徹底した審議を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 規制緩和の地域社会への影響についてお尋ねがありました。規制改革の推進に当たっては、国民に多様な選択を提供することにより、本人の希望で多様な雇用形態を選択できるようにすること、また、市場における多様な主体の参画や競争等により、安

全性をより効率的に確保すること等を念頭に置いております。

これまでも、経済環境等の変化に応じて規制改革に取り組み、成果を上げてきたところであります。引き続き、国の成長、発展、国民生活の向上及び経済活動活性化への貢献を目的として規制改革を進めてまいります。

国民の命を守るための規制等についてお尋ねがありました。

全ての規制は、公衆衛生や安全、安心の確保、社会的混乱の防止など、公共的な必要性を持つて導入されたものであり、全てを撤廃するべきものではないと考えます。しかしながら、経済環境や新技術の開発等に依じて規制の見直しが行われることは重要であり、今後も不断の取組を進めてまいりたいと考えております。

国家戦略特区諮問会議における民間有識者の人選や、その運営方法についてお尋ねがありました。

民間有識者については、経済社会の構造改革の推進などの本法の目的に照らして、優れた識見を有する方を総理が任命することとしたしております。具体的な人選は本法の成立後になりますが、産業界の方かどうかを問わず、国家戦略特区の重要事項を審議していた、たく上で経験や識見が豊かな方を選定してまいります。また、仮に議員が直接の利害関係を有すると考えられる議題が上がる場合には、当該議員が審議に参加しないようにできる仕組みとしたいと考えております。

このように、会議の運営については、中立性、公平性を担保するため、万全の対策を講じてまいります。

大企業に対する減税策についてお尋ねがありました。

個別の税制措置については、国家戦略特区における制度設計に応じて検討していくことといたしております。年末の税制改正大綱に向けて、どのような税制措置を講ずべきなのか、幅広く検討をまいります。

国家戦略特区における国民の意見などの反映方法、特区ワーキンググループの議論、悪影響が出た際の体制についてお尋ねがありました。

国家戦略特区会議は、必ず関係地方公共団体の長を構成員としており、具体的事業を記載した区画計画の作成に当たっては、その合意が必要になってまいります。したがって、関係地方公共団体の長が住民の声を十分に勘案して区域社会の作成に当たるものと考えます。

日本経済の再興が国家として喫緊の課題となっている中、成長戦略の要である国家戦略特区については、スピード感を持って強力に取り組む体制が必要であります。このため、総理主導の下、迅速で簡潔に実行できる体制を構築してまいります。

こうした趣旨から、国家戦略特区諮問会議の構成員となる大臣は必要最小限の範囲とすることとしておりますが、必要とあると認めるときは、関係大臣、議案を限って、臨時議員として国家戦略特区諮問会議に参加をさせることができることになっております。さらに、本諮問会議は、必要に応じて構成員以外の専門家等に対しても協力を依頼することができるとなっております。安全性等について万全のチェック体制を構築できるものと考えています。

区画計画の認定に際し、関係大臣が必ず同意を行うなど、特区においては悪影響がないよう努めていくことは言うまでもありません。万が一問題が発生した場合であっても、国家戦略特区会議で協議を行い、必要な改善策について速やかに検討したいと考えております。

有期の労働契約についてお尋ねがありました。有期雇用の特例については、例えばオリビックまでのプロジェクトを実施する企業が優秀な人材を集めることが可能になるよう、全国規模の規制改革として無期転換権発生までの期間の在り方等について、今後、法案の規定に基づき検討を行うこととしております。

また、有期労働契約の締結に当たり更新の上限を設けることについては、直ちに違法、無効となるものではなく、仮に紛争になれば、裁判所において様々な要素を総合的に考慮し、個別具体的に判断されるものと承知をしております。

政府としては、非正規雇用労働者の雇用の安定を実現するためにも、強い経済を取り戻し、雇用の拡大と賃金の上昇に向けて取り組み、若者、女性を含め、働く頑張る人たちの雇用の拡大と安定を図ってまいります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇、拍手)

○国務大臣(田村憲久君) 山下議員からは二問御質問をいただきました。

まず、雇用ルールの特區についてのお尋ねがございます。雇用に関する基本的なルールである労働基準法や労働契約法等について、一部地域を対象として緩和できるかどうかについては、生存権の基本権

である勤労権を保障する観点から慎重に検討されるべきものと考えております。

同時に、我が国の経済発展に何が必要かという視点も踏まえながら、政府としてどのような対応が可能か、関係閣僚間で慎重に検討した上で、雇用分野の方針についても取りまとめ、十月十八日に日本経済再生本部検討方針を決定をいたしました。

今後、法案に盛り込んだ方針を踏まえ、制度の具体化を図ってまいります。

続きまして、雇用労働相談センター等についてお尋ねをいただきました。

雇用労働相談センターは、新規開業直後の企業や海外からの進出企業にとって我が国の雇用ルールが分かりにくいという声にこたえるため、国家戦略特区に設置するものであります。

雇用労働相談センターでは、こうした企業の要請に応じ、その雇用管理や労働契約事項が裁判例を分析、類型化した雇用ガイドラインに沿っているかどうかなど、具体的事例に即した相談、助言サービスを事前段階から実施していく方針であります。これは、企業が紛争を生じることなく事業展開することを容易にするとともに、従業員が意欲と能力を発揮できるよう援助を行うものであります。

なお、厚生労働省といたしましては、大規模な雇用調整事案を把握した際には、機動的な事実関係の把握や判例等に基づく啓発指導に取り組んでおり、引き続きこうした対応に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)

○国務大臣(林芳正君) 山下議員の御質問にお答えいたします。

国家戦略特区法案における農業分野の特例措置についてお尋ねがありました。

今回の国家戦略特区における農業生産法人の要件緩和は、農業生産法人の六次産業化を支援する観点から、農作業に従事する役員数に関する特例を設けるものでありまして、出資要件などほかの要件は変更いたしません。したがって、農業者を中心とする法人という農業生産法人の性格が変わるものではなく、株式会社による農地取得を進めることを念頭に置いたものではありません。

また、農業委員会と市町村長の事務分担については、農業委員会と市町村長の合意の下、農業委員会の事務の一部を市町村長が分担することを可能とするものでありまして、これにより農業委員会が農地のあつせん等の農地の流動化に力を注げるようにしようとするものであります。

したがって、これにより農業委員会を形骸化しようとするものではありません。

以上です。(拍手)

(国務大臣下村博文君登壇、拍手)

○国務大臣(下村博文君) 公立学校の管理の民間委託について二つの質問がありました。

最初に、地方公共団体及び国の責任についてお尋ねがありました。

公設民営学校は、既存の公立学校では対応し切れない多様な教育を提供する観点から、その教育水準の維持向上及び公共性の確保を前提として、地方公共団体が設置する公立学校の在り方の一つとして検討するものであります。

このため、公立学校の設置者である地方公共団体の責任及び国の責任が何ら変わるものではなく、今後、その責任が確実に果たされるよう制度設計を行つてまいりたいと考えております。

次に、公立学校の民間委託における委託先についてお尋ねがありました。

委託先については、公共性の確保等の観点から、非営利性の法人として位置付けて制度設計を考えてまいります。全ての子供たちが夢を実現できるよう、世界トップレベルの学力と規範意識を身に付ける機会を保障していくことが重要であり、国家戦略特区における公設民営学校での多様な教育の実施も含め、教育再生に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第二 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上五件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長末松信介君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔末松信介君登壇、拍手〕

○末松信介君 ただいま議題となりました投資協定五件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの協定は、いずれも、投資家とその所有、支配する投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を原則として供与すること等を規定するものであります。

そのうち、まず、パプアニューギニア及びイラクとの協定は、投資財産の設立後において、また、コロンビア及びクウェートとの協定は、投資の許可段階及び許可後において、さらに、日中韓投資協定は、投資の許可後において、それぞれ内国民待遇及び最恵国待遇を供与することとしております。

あわせて、これらの協定は、現地調達要求など特定措置の履行要求の原則的禁止、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものであります。

委員会におきましては、五件を一括して議題とし、我が国の投資協定の締結が遅れている理由と今後の締結方針、日中韓投資協定締結の意義と同協定における外国人投資家による土地取得の留保、イラクとの投資協定締結と経済関係の促進、投資家対国家の紛争解決手続が有する機能等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、五件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより五件を一括して採決いたします。

五件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十八
賛成 二百二十八
反対 ○

よつて、五件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第七 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

日程第八 首都直下地震対策特別措置法案

(いずれも衆議院提出)

以上兩案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長竹谷とし子君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔竹谷とし子君登壇、拍手〕

○竹谷とし子君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、南海トラフ地震による災害が甚大で、被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震に関する防災対策推進地域の指定、防災対策推進基本計画等の作成、津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めるものであります。

次に、首都直下地震対策特別措置法案は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持等を図るため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置、

地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置等について定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、首都直下地震対策特別措置法案の目的等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より、東南海・南海地震対策特別措置法改正案に賛成し、首都直下地震対策特別措置法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、東南海・南海地震対策特別措置法改正案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、首都直下地震対策特別措置法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

まず、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十八

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 次に、首都直下地震対策特別措置法案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百十七

反対

十二

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長	議員
山崎 正昭君	興石 東君	吉良よし子君
		山本 博司君
		辰巳孝太郎君
		河野 義博君
		倉林 明子君
		矢倉 克夫君
		堀井 巖君
		紙 智子君
		新妻 秀規君
		若林 健太君
		仁比 聡平君
		秋野 公造君
		若松 謙維君
		熊谷 大君
		井上 哲士君
		浜田 昌良君
		谷合 正明君
		岡田 広君
		山下 芳生君
		山口那津男君
		西田 実仁君
		林 芳正君
		森 まさこ君
		中原 八一君
		上野 通子君
		三木 亨君
		宮本 周司君
		山下 雄平君

又市 征治君	横山 信一君	吉田 忠智君	佐々木さやか君	福島みずほ君	杉 久武君	田村 智子君	石川 博崇君	平木 大作君	高階恵美子君	大門実紀史君	竹谷とし子君	中西 祐介君	大家 敏志君	小池 晃君	山本 香苗君	愛知 治郎君	市田 忠義君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	長沢 広明君	山本 一太君	藤川 政人君	磯崎 仁彦君	舞立 昇治君	三宅 伸吾君	森屋 宏君	馬場 成志君
--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

羽生田 俊君	長峯 誠君	長谷川 岳君	渡辺 猛之君	赤池 誠章君	石井 正弘君	石井 準一君	岩井 茂樹君	青木 一彦君	山田 俊男君	関口 昌一君	藤井 基之君	小泉 昭男君	岩城 光英君	松山 政司君	鶴保 庸介君	岸 宏一君	吉田 博美君	牧野たかお君	堀内 恒夫君	谷 亮子君	山田 修路君	糸数 慶子君	豊田 俊郎君	柘植 芳文君	滝沢 求君	太田 房江君	北村 経夫君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	古川 俊治君	塚田 一郎君	二之湯武史君	中泉 松司君	三原じゅん子君	江島 潔君	井原 巧君	石田 昌宏君	宇都 隆史君	石井 浩郎君	丸川 珠代君	水落 敏栄君	野上浩太郎君	北川イツセイ君	末松 信介君	世耕 弘成君	金子原二郎君	橋本 聖子君	山本 順三君	脇 雅史君	福岡 資麿君	山本 太郎君	吉川ゆうみ君	渡邊 美樹君	主演 了君	堂故 茂君	滝波 宏文君	高橋 克法君	大野 泰正君	大沼みずほ君	上月 良祐君	島田 三郎君	西田 昌司君	島尻安伊子君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

佐藤 正久君	佐藤 信秋君	郡司 彰君	榛葉賀津也君	厚生労働委員	大野 泰正君	補欠
佐藤ゆかり君	伊達 忠一君	浜田 和幸君	和田 政宗君	国務大臣	森 まさこ君	補欠
岡田 直樹君	宮沢 洋一君	渡辺美知太郎君	清水 貴之君	副大臣	内閣府副大臣	関口 昌一君
中川 雅治君	二之湯・智君	平野 達男君	井上 義行君	議長の報告事項	一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の	
野村 哲郎君	松村 祥史君	薬師寺みちよ君	藤巻 健史君	総務委員	大野 元裕君	補欠
松下 新平君	溝手 顕正君	荒井 広幸君	藤巻 健三君	総務委員	大野 元裕君	補欠
柳本 卓治君	武見 敬三君	藤巻 幸夫君	蓮 舫君	総務委員	大野 元裕君	補欠
山崎 力君	山谷えり子君	藤巻 健三君	藤末 健三君	総務委員	大野 元裕君	補欠
木村 義雄君	小坂 憲次君	藤末 健三君	藤末 健三君	総務委員	大野 元裕君	補欠
鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君	芝 博一君	柳澤 光美君	総務委員	大野 元裕君	補欠
中曾根弘文君	森本 真治君	東 徹君	柳澤 光美君	総務委員	大野 元裕君	補欠
磯崎 哲史君	石上 俊雄君	加藤 敏幸君	柳澤 光美君	総務委員	大野 元裕君	補欠
浜野 喜史君	安井美沙子君	柴田 巧君	中西 健治君	総務委員	大野 元裕君	補欠
小西 洋之君	石橋 通宏君	松田 公太君	中野 正志君	総務委員	大野 元裕君	補欠
大野 元裕君	西村まさみ君	室井 邦彦君	小見山幸治君	総務委員	大野 元裕君	補欠
徳永 エリ君	高野光二郎君	小川 敏夫君	長浜 博行君	総務委員	大野 元裕君	補欠
斎藤 嘉隆君	田城 郁君	川田 龍平君	行田 邦子君	総務委員	大野 元裕君	補欠
難波 奨二君	江崎 孝君	寺田 典城君	中山 恭子君	総務委員	大野 元裕君	補欠
有田 芳生君	島村 大君	前川 清成君	北澤 俊美君	総務委員	大野 元裕君	補欠
野田 国義君	金子 洋一君	柳田 稔君	前田 武志君	総務委員	大野 元裕君	補欠
風間 直樹君	牧山ひろえ君	江田 五月君	水野 賢一君	総務委員	大野 元裕君	補欠
相原久美子君	林 久美子君	小野 次郎君	江口 克彦君	総務委員	大野 元裕君	補欠
片山さつき君	尾立 源幸君	松沢 成文君	片山虎之助君	総務委員	大野 元裕君	補欠
大久保 勉君	足立 信也君	外務大臣	岸田 文雄君	総務委員	大野 元裕君	補欠
藤本 祐司君	水岡 俊一君	外務大臣	岸田 文雄君	総務委員	大野 元裕君	補欠
津田弥太郎君	猪口 邦子君	外務大臣	下村 博文君	総務委員	大野 元裕君	補欠
小林 正夫君	大塚 耕平君	外務大臣	田村 憲久君	総務委員	大野 元裕君	補欠
福山 哲郎君	櫻井 充君	外務大臣	林 芳正君	総務委員	大野 元裕君	補欠
増子 輝彦君	那谷屋正義君	外務大臣	菅 義偉君	総務委員	大野 元裕君	補欠
山東 昭子君	小川 勝也君	外務大臣	菅 義偉君	総務委員	大野 元裕君	補欠
直嶋 正行君	神本美恵子君	外務大臣	菅 義偉君	総務委員	大野 元裕君	補欠
田中 直紀君	羽田雄一郎君	外務大臣	菅 義偉君	総務委員	大野 元裕君	補欠

原子力問題特別委員

辞任

長浜 博行君

補欠

大島九州男君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

小川 敏夫君

補欠

長浜 博行君

加藤 敏幸君

藤末 健三君

白 眞勲君

増子 輝彦君

安井美沙子君

大野 元裕君

和田 政宗君

真山 勇一君

井上 哲士君

山下 芳生君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会委員

辞任

杉 久武君

補欠

石川 博崇君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

理事 松村 祥史君

理事 山田 俊男君

理事 江崎 孝君

理事 山田 太郎君 (小野次郎君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第一二号)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援助金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

・文教科学委員会に付託

産業競争力強化法案(閣法第三号)

経済産業委員会に付託

交通政策基本法案(閣法第一七号)

国土交通委員会に付託

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案

薬事法等の一部を改正する法律案

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第五号)審査報告書

首都直下地震対策特別措置法案(衆第七号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

復興体制に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第六一号)

遣伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遣伝子治療に関する臨床研究の促進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六二号)

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律及び今後予定されている環境関連法令の改正等に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第六三号)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による被ばく者の健康調査に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第六四号)

国会と特定秘密保護法案に関する質問主意書

(荒井広幸君提出)(第六五号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

薬事法等の一部を改正する法律

再生医療等の安全性の確保等に関する法律

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

藤田 幸久君

補欠

大野 元裕君

総務委員

辞任

大島九州男君

白 眞勲君

補欠

藤末 健三君

補欠

難波 奨二君

辞任

大野 元裕君

金子 洋一君

山口 和之君

アトニオ猪木君

財政金融委員

辞任

難波 奨二君

小野 次郎君

中山 恭子君

文教科学委員

辞任

藤末 健三君

補欠

大島九州男君

経済産業委員

辞任

藤巻 健史君

補欠

中山 恭子君

環境委員

辞任

滝波 宏文君

補欠

懲罰委員

辞任

清水 貴之君

補欠

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

吉田 博美君

補欠

災害対策特別委員

辞任

宮本 周司君

補欠

国家安全保障に関する特別委員

辞任

渡辺美知太郎君

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。
戸籍法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外七名発議)(参第六号)
同日衆議院から次の議案が提出された。
アルコール健康障害対策基本法案(衆第一九号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会閣承認第四号、衆議院継続審査)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第七二号、衆議院継続審査)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。
民法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
国家戦略特別区域法案(閣法第一八号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
アルコール健康障害対策基本法案(内閣委員長提出)(衆第一九号)
幹部国家公務員法案(渡辺喜美君外五名提出)(衆第一五号)
国家公務員法等の一部を改正する法律案(津村啓介君外四名提出)(衆第一六号)
国家公務員の労働関係に関する法律案(津村啓介君外四名提出)(衆第一七号)
公務員庁設置法案(津村啓介君外四名提出)(衆第一八号)

同日議長は、次の衆議院提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。
公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会衆第四一号)
同日議員から次の議案が撤回された。
民法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外四名発議)(参第三号)
同日議長は、去る七日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。
民法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外四名発議)
同日委員長から次の報告書が提出された。
投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)審査報告書
投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)審査報告書
投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)審査報告書
投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)審査報告書
議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六七号)
投票者氏名
日程第一 議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件(委員長報告のとおり三十日間の登院停止とすること)
賛成者氏名
愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イツセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島尻安伊子君

島田 三郎君 島村 大君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 祐介君 中原 八一君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 堀井 巖君
堀内 恒夫君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 力君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君

吉川 ゆうみ君	吉田 博美君	荒木 清寛君	石川 博崇君	日程第二 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	古賀友一郎君	上月 良祐君
若林 健太君	脇 雅史君	魚住裕一郎君	河野 義博君	日程第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	佐々木さやか君	杉 久武君	日程第四 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	佐藤ゆかり君	酒井 庸行君
足立 信也君	相原久美子君	竹谷とし子君	谷合 正明君	日程第五 投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	山東 昭子君	島尻安伊子君
有田 芳生君	石上 俊雄君	長沢 広明君	新妻 秀規君	日程第六 投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	島田 三郎君	島村 大君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君	西田 実仁君	浜田 昌良君	賛成者氏名	末松 信介君	世耕 弘成君
江崎 孝君	江田 五月君	平木 大作君	矢倉 克夫君	愛知 治郎君	関口 昌一君	伊達 忠一君
小川 勝也君	小川 敏夫君	山口那津男君	山本 香苗君	二二八名	高階恵美子君	高野光二郎君
尾立 源幸君	大久保 勉君	山本 博司君	横山 信一君	青木 一彦君	高橋 克法君	滝沢 求君
大塚 耕平君	大野 元裕君	若松 謙維君	井上 義行君	赤池 誠章君	滝波 宏文君	武見 敬三君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	江口 克彦君	小野 次郎君	石井 準一君	柘植 芳文君	塚田 一郎君
金子 洋一君	神本美恵子君	川田 龍平君	行田 邦子君	石井 正弘君	鶴保 庸介君	堂故 茂君
北澤 俊美君	郡司 彰君	柴田 巧君	寺田 典城君	磯崎 仁彦君	豊田 俊郎君	中泉 松司君
小西 洋之君	小林 正夫君	中西 健治君	藤巻 幸夫君	岩井 茂樹君	中川 雅治君	中曾根弘文君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	真山 勇一君	松沢 成文君	磯崎 隆史君	中西 祐介君	中原 八一君
櫻井 充君	芝 博一君	松田 公太君	水野 賢一君	宇都 隆史君	長峯 誠君	二之湯 智君
樺葉賀津也君	田城 郁君	薬師寺みちよ君	山口 和之君	江島 潔君	二之湯武史君	野上浩太郎君
田中 直紀君	津田弥太郎君	山田 太郎君	和田 政宗君	大家 敏志君	野上浩太郎君	羽生田 俊君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	渡辺美知太郎君	福島みずほ君	大野 泰正君	馬場 成志君	林 芳正君
直嶋 正行君	長浜 博行君	又市 征治君	吉田 忠智君	岡田 直樹君	藤井 基之君	藤川 政人君
難波 奨二君	西村まさみ君	荒井 広幸君	浜田 和幸君	金子原二郎君	古川 俊治君	堀井 巖君
野田 国義君	羽田雄一郎君	平野 達男君	主濱 了君	岸 宏一君	堀内 恒夫君	堀野たかお君
浜野 喜史君	林 久美子君	谷 亮子君	糸数 慶子君	北村 経夫君	松村 祥史君	松村 珠代君
広田 一君	福山 哲郎君	奥石 東君		小泉 昭男君	丸川 珠代君	三原じゅん子君
藤末 健三君	藤本 祐司君			小泉 憲次君	水落 敏榮君	三宅 伸吾君
前川 清成君	前田 武志君				宮沢 洋一君	溝手 顕正君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君				森 まさこ君	宮本 周司君
水岡 俊一君	森本 真治君				柳本 卓治君	森屋 宏君
安井美沙子君	柳澤 光美君					山崎 力君
柳田 稔君	吉川 沙織君					
蓮 舫君	秋野 公造君					

反対者氏名

八名

東 徹君
儀間 光男君
中野 正志君
藤巻 健史君
片山虎之助君
清水 貴之君
中山 恭子君
室井 邦彦君

山下 雄平君	山田 修路君	柳田 稔君	吉川 沙織君	平野 達男君	主演 了君	伊達 忠一君	高階恵美子君
山田 俊男君	山谷えり子君	蓮 舫君	秋野 公造君	谷 亮子君	糸数 慶子君	高野光二郎君	高橋 克法君
山本 一太君	山本 順三君	荒木 清寛君	石川 博崇君	興石 東君	山本 太郎君	滝沢 求君	滝波 宏文君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	魚住裕一郎君	河野 義博君	杉 久武君	〇名	武見 敬三君	柘植 芳文君
若林 健太君	脇 雅史君	佐々木さやか君	杉 久武君	反対者氏名		塚田 一郎君	鶴保 庸介君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	竹谷とし子君	谷合 正明君	日程第七 東南海・南海地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律 案(衆議院提出)		堂故 茂君	豊田 俊郎君
足立 信也君	相原久美子君	長沢 広明君	新妻 秀規君	賛成者氏名	二二八名	中泉 松司君	中川 雅治君
有田 芳生君	石上 俊雄君	西田 実仁君	浜田 昌良君	愛知 治郎君	青木 一彦君	中曽根弘文君	中西 祐介君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君	平木 大作君	矢倉 克夫君	赤池 誠章君	井原 巧君	中原 八一君	長峯 誠君
江崎 孝君	江田 五月君	山本 香苗君	山本 博司君	石井 準一君	石井 浩郎君	二之湯 智君	二之湯武史君
小川 勝也君	小川 敏夫君	横山 信一君	若松 謙維君	石井 正弘君	石田 昌宏君	西田 昌司君	野上浩太郎君
尾立 源幸君	大久保 勉君	井上 義行君	江口 克彦君	磯崎 仁彦君	石田 邦子君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
大塚 耕平君	大野 元裕君	小野 次郎君	川田 龍平君	岩井 茂樹君	猪口 邦子君	長谷川 岳君	馬場 成志君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	行田 邦子君	柴田 巧君	宇都 隆史君	岩城 光英君	橋本 聖子君	林 芳正君
金子 洋一君	神本美恵子君	寺田 典城君	中西 健治君	江島 潔君	上野 通子君	福岡 資麿君	藤井 基之君
北澤 俊美君	郡司 彰君	藤巻 幸夫君	真山 勇一君	大家 敏志君	尾辻 秀久君	藤川 政人君	古川 俊治君
小西 洋之君	小林 正夫君	松沢 成文君	松田 公太君	岡田 直樹君	大沼みずほ君	堀井 巖君	堀内 恒夫君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	水野 賢一君	薬師寺ちよ君	大野 泰正君	岡田 房江君	舞立 昇治君	牧野たかお君
櫻井 充君	芝 博一君	山口 和之君	山田 太郎君	岡田 義雄君	金子原二郎君	松下 新平君	松村 祥史君
榛葉賀津也君	田城 郁君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	片山さつき君	岸 宏一君	松山 政司君	丸川 珠代君
田中 直紀君	津田弥太郎君	井上 哲士君	市田 忠義君	北川イツセイ君	北村 経夫君	三木 亨君	三原じゅん子君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	紙 智子君	吉良よし子君	熊谷 大君	小泉 昭男君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君
直嶋 正行君	長浜 博行君	倉林 明子君	小池 晃君	小坂 憲次君	古賀友一郎君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君
難波 奨二君	西村まさみ君	田村 智子君	大門実紀史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	宮本 周司君	森 まさこ君
野田 国義君	羽田雄一郎君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君	森屋 宏君	柳本 卓治君
浜野 喜史君	林 久美子君	山下 芳生君	東 徹君	酒井 庸行君	山東 昭子君	山崎 力君	山下 雄平君
広田 一君	福山 哲郎君	片山虎之助君	儀間 光男君	島尻安伊子君	島田 三郎君	山田 修路君	山田 俊男君
藤末 健三君	藤本 祐司君	清水 貴之君	中野 正志君	島田 三郎君	末松 信介君	山谷えり子君	山本 一太君
前川 清成君	前田 武志君	中山 恭子君	藤巻 健史君	世耕 弘成君	関口 昌一君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	室井 邦彦君	福島みずほ君	島村 大君		吉田 博美君	若林 健太君
水岡 俊一君	森本 真治君	又市 征治君	吉田 忠智君			脇 雅史君	渡辺 猛之君
安井美沙子君	柳澤 光美君	荒井 広幸君	浜田 和幸君			渡邊 美樹君	足立 信也君

相原久美子君	有田 芳生君	新妻 秀規君	西田 実仁君	日程第八 首都直下地震対策特別措置法案(衆議院提出)	中曾根弘文君	中西 祐介君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	浜田 昌良君	平木 大作君	賛成者氏名	中原 八一君	長峯 誠君
磯崎 哲史君	江崎 孝君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	愛知 治郎君	二之湯 智君	二之湯武史君
江田 五月君	小川 勝也君	山本 博司君	横山 信一君	赤池 誠章君	青木 一彦君	野上浩太郎君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	井上 義行君	江口 克彦君	石井 準一君	井原 巧君	羽生田 俊君
大久保 勉君	大塚 耕平君	小野 次郎君	川田 龍平君	石井 正弘君	石田 浩郎君	馬場 成志君
大野 元裕君	加藤 敏幸君	行田 邦子君	柴田 巧君	磯崎 仁彦君	石田 昌宏君	林 芳正君
風間 直樹君	金子 洋一君	寺田 典城君	中西 健治君	岩井 茂樹君	猪口 邦子君	藤井 基之君
神本美恵子君	北澤 俊美君	藤巻 幸夫君	真山 勇一君	宇都 隆史君	岩城 光英君	古川 俊治君
郡司 彰君	小西 洋之君	松沢 成文君	松田 公太君	江島 潔君	上野 通子君	堀内 恒夫君
小林 正夫君	小見山幸治君	山口 和之君	薬師寺みちよ君	大家 敏志君	尾辻 秀久君	舞立 昇治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	山口 和之君	山田 太郎君	大野 泰正君	大沼みずほ君	松下 新平君
芝 博一君	榛葉賀津也君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	岡田 直樹君	太田 房江君	松山 政司君
田城 郁君	田中 直紀君	井上 哲士君	市田 忠義君	片山さつき君	岡田 広君	三木 亨君
津田弥太郎君	徳永 エリ君	紙 智子君	吉良よし子君	木村 義雄君	金子原二郎君	三宅 伸吾君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	倉林 明子君	小池 晃君	北川イツセイ君	岸 宏一君	溝手 顕正君
長浜 博行君	難波 奨二君	田村 智子君	大門美紀史君	熊谷 大君	小泉 昭男君	宮本 周司君
西村まさみ君	野田 国義君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	小坂 憲次君	古賀友一郎君	森屋 宏君
羽田雄一郎君	浜野 喜史君	山下 芳生君	東 徹君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	山崎 力君
林 久美子君	広田 一君	片山虎之助君	儀間 光男君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	山田 修路君
福山 哲郎君	藤末 健三君	清水 貴之君	中野 正志君	酒井 庸行君	山東 昭子君	山谷えり子君
藤本 祐司君	前川 清成君	中山 恭子君	藤巻 健史君	島尻安伊子君	島田 三郎君	山本 順三君
前田 武志君	牧山ひろえ君	室井 邦彦君	福島みずほ君	島村 大君	末松 信介君	吉田 博美君
増子 輝彦君	水岡 俊一君	又市 征治君	吉田 忠智君	世耕 弘成君	関口 昌一君	脇 雅史君
森本 真治君	安井美沙子君	荒井 広幸君	浜田 和幸君	伊達 忠一君	高階恵美子君	渡邊 美樹君
柳澤 光美君	柳田 稔君	平野 達男君	主濱 了君	高野光二郎君	高橋 克法君	相原久美子君
吉川 沙織君	蓮 舫君	谷 亮子君	糸数 慶子君	滝沢 求君	滝波 宏文君	石上 俊雄君
秋野 公造君	荒木 清寛君	興石 東君	山本 太郎君	武見 敬三君	柘植 芳文君	磯崎 哲史君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	○名		塚田 一郎君	鶴保 庸介君	江田 五月君
河野 義博君	佐々木さやか君			堂故 茂君	豊田 俊郎君	小川 敏夫君
杉 久武君	竹谷とし子君			中泉 松司君	中川 雅治君	大久保 勉君
谷合 正明君	長沢 広明君					大野 元裕君

風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	浜野 喜史君
林 久美子君	広田 一君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	佐々木さやか君
杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 義行君
江口 克彦君	小野 次郎君
川田 龍平君	行田 邦子君

反対者氏名

柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	藤巻 幸夫君
真山 勇一君	松沢 成文君
松田 公太君	水野 賢一君
薬師寺みちよ君	山口 和之君
山田 太郎君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	東 徹君
片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	中野 正志君
中山 恭子君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
荒井 広幸君	浜田 和幸君
平野 達男君	主濱 了君
谷 亮子君	糸数 慶子君
興石 東君	

一二名

井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山本 太郎君

官報 号外

平成二十五年十一月二十二日

○第百八十五回 参議院会議録第九号（その二）

〔本号（その二）参照〕

審査報告書

議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件
右の件については、全会一致をもってアントニオ猪木君に対し国会法第二百二十二条第三号による三十日間の登院停止の懲罰を科すべきものと議決した。よって報告する。

平成二十五年十一月二十一日

懲罰委員長 北澤 俊美

参議院議長 山崎 正昭殿

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十一日

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、我が国とパプアニューギニア独立国との間で、投資財産設立後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに現地調達要求

平成二十五年十一月二十二日 参議院会議録第九号（その二）

議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件
政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定

日本国政府及びパプアニューギニア独立国政府は、

日本国及びパプアニューギニア独立国（以下「両締約国」という。）において外国投資が国の開発、経済成長及び市民の一般的福祉のために重要であることを認識し、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平なかつ良好な条件を作り出すことを意図し、

経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強する柱であること並びに投資を促進するための両締約国の協同の努力が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者との間の協調的な関係が重要であることを確認し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (a) 企業及び企業の支店
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
- (d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、

植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)

(g) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)

(h) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、不動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(a) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b) 締約国の企業

(3) 「締約国の企業」とは、有限責任のものであるか、法人格を有するものであるか、また、金銭的利益を目的とするものであるかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立される公私の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。

(4) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(5) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(6) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(7) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権

利を実質的に害するものであつてはならない。

第三条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。この目的のため、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があつた場合には、誠実に協議を行う。

第四条 一般的待遇及び投資環境の整備

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負ふこととなつた場合には、当該義務を遵守する。

4 各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に関し、各締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する自国の制限的な措置であつてこの協定の効力発生の日に存在するものを削減し、又は撤廃するよう努める。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、次の

要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
 - (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 - (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
 - (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
 - (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
 - (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
 - (g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。
 - (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によつて課され、又は強制される場合
 - (ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合
 - (h) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
 - (i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
 - (j) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
 - (k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
- 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、1(g)から(k)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第七条 透明性

- 1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

- 3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第八条 公衆による意見提出の手続

各締約国の政府は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条 入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十一条 収用及び補償

- 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。
- (a) 公共の目的のためのものであること。

- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法的手続及び第四条の規定に従って実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事実及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十六条の規定の適用を妨げない。

第十二条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十三条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する

機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
- (f) 第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払
- (g) 第十六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁判手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的

な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7 (b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から三箇月以内にそのような協議により投資紛争が解決されない場合には、7 (a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のい

れかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知つた日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

7 (a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は紛争締約国の法令に基づいて設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従つてその請求を取り下げるときに限り、4に規定する調停又は仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する調停又は仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は紛争締約国の法令に基づいて設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

8 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

9 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

- (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し
- 10 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。
- 11 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の締約国において行う。
- 12 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。
- 第十七条 一時的なセーフガード措置
- 1 いずれの締約国も、次のいずれの場合には、第二条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合
- 2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。
- 第十八条 信用秩序の維持のための措置
- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置

- （投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 締約国が1の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。
- 第十九条 知的財産権
- 1 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。
- 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。
- 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 第二十条 租税
- 1 この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。
- 3 第一条、第四条、第五条、第七条、第十一条及び第二十六条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。
- 4 第十五条及び第十六条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。
- 5 次条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する事項について適用する。

第二十一条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として、投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて情報を共有し、及び討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。委員会は、両締約国の合意により、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。

6 委員会は、一方の締約国の要請があつた場合には会合する。

第二十二条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十三条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害する

こととなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

注釈 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十四条 見直し

両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の見直しを行う。

第二十五条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十六条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

4 2の規定にかかわらず、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区

平成二十五年十一月二十二日 参議院会議録第九号(その二)

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

二二四

域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

6 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十一年四月二十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

松本剛明

パプアニューギニア独立国政府のために

ドン・ボリエ

審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十一日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とコロンビア共和国との間で、投資の許可段階及び許可後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものである。この協定の締結により、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる

緊密化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定

日本国及びコロンビア共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、並びに繁栄及び双方にとって好ましい事業活動を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的及び持続可能な開発の促進を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与することを希望し、

この協定が両締約国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、
次のとおり協定した。

第一章 定義

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

注釈 1 投資としての性質には、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。

注釈 2 締約国は、次の金銭債権が投資としての性質を有しないことを認める。

- (i) 物品又はサービスの販売のための輸出入の契約（反復して取得される注文に基づくものを除く。）のみから生ずる金銭債権であつて、直ちに支払が行われるもの
- (ii) (i)に規定する契約に関連して与えられる信用から生ずる金銭債権であつて、償還期間が十二

箇月未満であるもの

注釈 3 投資財産には、司法上又は行政上の措置として下される命令及び決定を含まない。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（締約国又は公的企業が発行し、又は債務を負うものを除く。）

(iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権、植物育成者権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(viii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び貸借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

(ix) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から派生する価値及び権利
投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。この規定は、資産がこの(a)に定める定義に該当する場合にのみ、適用する。

(b) 「締約国の投資家」とは、一方の締約国若しくはその公的企業又は一方の締約国の国民若しくは企業であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

注釈 1 締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとつた場合（投資財産の設立を認める免許若しくは許可の申請を行つた場合又は投資を行うために必要な資金を調達した場合を含む。）に限り、他方の締約国の区域内において「投資を行おうとしている」ものと了解される。

注釈 2 この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、当該自然人が投資を行つた時点以降において、当該投資を行つた締約国の区域外に居住し続けている場合を除くほか、適用しない。

- (c) (i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。
- (ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
- (d) 「締約国の企業」とは、次の(i)及び(ii)の双方に該当する法人その他の事業体をいう。
- (i) 営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されるもの(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)
- (ii) 当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの
- (e) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (f) 「区域」とは、
- (i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (ii) コロンビア共和国については、コロンビア共和国の大陸及び島嶼(サン・アンドレス、プロビデンスア及びサンタ・カタリーナから成る諸島、マルペロ島その他コロンビア共和国に帰属する全ての島、小島、礁、岬及び州を含む。)の領土並びにコロンビア共和国がその国内法令及び国際法(関係する国際条約を含む。)に従い主権又は主権的権利若しくは管轄権を行使する空域、海域その他の要素をいう。
- 注釈1 「区域」は、この協定の地理的な適用範囲である。
- 注釈2 この(f)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- (g) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。
- (h) 「紛争投資家」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。
- (i) 「紛争締約国」とは、一方の締約国の投資家との間の投資紛争の当事者である他方の締約国をいう。
- (j) 「紛争当事者」とは、紛争投資家及び紛争締約国をいう。
- (k) 「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)に定義する金融サービスをいう。
- (l) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
- (m) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。
- (n) 「ICSID」とは、ICSID条約によって設立された投資紛争解決国際センターをいう。
- (o) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。
- (p) 「ICSID追加的制度規則」とは、ICSIDの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。
- (q) 「国民」とは、締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人をいう。
- (r) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。
- (s) 「事務局長」とは、ICSIDの事務局長をいう。
- (t) 「仲裁裁判所」とは、第二十八条の規定により設置される仲裁のための裁判所又は第三十七条の規定により設置される仲裁のための一の裁判所をいう。
- (u) 「貿易関連知的財産権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的財産権の貿易関連の側面に関する協定をいう。
- (v) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。
- 第二章 投資
- 第二条 内国民待遇
- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の

状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第三条 最恵国待遇

- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 1に規定する待遇には、一方の締約国と第三国との間の国際協定の投資紛争の解決に関する規定（次章及び第四章に規定する制度に類するもの）により第三国の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇を含まないことが了解される。

- 2 一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条 待遇に関する最低限度の基準

- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 締約国による規制の変更は、当該変更の事実のみをもって1の規定の違反を構成するものではない。

注釈 1 及び 2の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈 2 この協定の他の規定又は他の国際協定の違反があった旨の決定は、1及び2の規定の違反があったことを証明するものではない。

注釈 3 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従い、裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利を保証し、並びに刑事上、民事上又は行政上の手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

- 3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関し自国の中央政府又はその機関と他方の締約国の投資家との間でなされた書面による合意から生ずる義務を負うこととなった場合において、当該

投資家が当該投資財産の設立、取得又は拡張の際に自国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該義務を遵守する。

第五条 特定措置の履行要求

- 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。
 - (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によつて課され、又は強制される場合
 - (ii) 要求が、貿易関連知的所有権協定に反しない方法で行われる知的財産権の移転若しくは使用又は財産的価値を有する情報の開示に関するものである場合
- (g) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (h) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
- 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の要求に従うことができない。
 - (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。 (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 3 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。 4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。 5 (a) 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。 (b) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。 6 1(b)、(c)及び(f)並びに2(a)及び(b)のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置（環境に関する措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を恣意的又は不当な態様で適用しないこと及びそれらの措置が国際貿易又は投資活動に対する偽装した制限とされないことを条件とする。 (a) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置 (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (c) 有限天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の保存に関する措置 第六条 適合しない措置 1 第二条1、第三条1、前条及び第十条の規定は、次のものについては、適用しない。 (a) 締約国の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Iの締約	国の表に記載するもの (b) 締約国の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置 (c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新 (d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条1、第三条1、前条及び第十条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。） 2 第二条1、第三条1、前条及び第十条の規定は、締約国が附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。 3 いずれの一方の締約国も、附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。 4 一方の締約国は、附属書Iの自国の表に記載する現行の適合しない措置をこの協定の効力発生の日の後に改正し、又は修正する場合には、その改正又は修正について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。 5 一方の締約国は、附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。 6 各締約国は、附属書I及び附属書IIの自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するため、当該留保を随時見直すことの重要性を認める。 7 第二条1、第三条1及び前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第二条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。 8 第二条1、第三条1及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。 第七条 透明性 1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、効力を有し、かつ、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。
--	--

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

3 1及び2のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を要求するものと解してはならない。この3の規定の適用上、秘密の情報は、業務上の秘密の情報又は締約国の関係法令により特に秘密とされ、若しくは他の方法によつて開示から保護される情報を含む。

4 各締約国は、この協定の効力発生の時に、前条1(b)に規定する措置であつて、日本国については都道府県、コロンビア共和国については県がとるものに関する情報を可能な範囲内で作成するよう努める。当該情報は、他方の締約国に送付する。

注釈 4の規定に基づく情報は、透明性の目的のためにのみ作成される。当該情報は、この協定に基づく締約国の権利又は義務に影響を与えるものと解してはならない。

5 各締約国は、自国の法令に従い、一般に適用される規制であつて、この協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを採用し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を可能な範囲内で与える。

第八条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第九条 入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、妥当な考慮を払う。

第十条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの一方の締約国も、自国の企業であつて他方の締約国の投資家の投資財産と認められるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、自国の企業であつて他方の締約国の投資家の投資財産と認められるものに対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は一方の締約国

の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求により、当該投資家が自己の投資財産を支配する能力が実質的に妨げられないことを条件とする。

第十一条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施することができない。ただし、収用が公共の目的のためのものであり、正当な法的手続及び第四条の規定に従つて実施されるものであり、差別的なものでなく、かつ、2から4までの規定に従つて迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合は、この限りでない。

注釈 コロンビア共和国については、1の規定において用いる「公共の目的」は、国際協定において用いられる用語であり、コロンビア共和国の国内法令において「公共の目的」、「社会の利益」その他の語を用いて表現されることがある。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに生ずる利子であつて、市場において決定される商業的な利率によるものを含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事業及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第四章の規定の適用を妨げず、かつ、同章の規定に従うことを条件とする。

5 この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が貿易関連知的財産協定に反しない限りにおいて、適用されない。

6 この協定のいかなる規定も、締約国がその所有し、若しくは支配する投資財産を民営化する義務を課し、又は締約国が独占事業を指定することを妨げるものと解してはならない。もっとも、締約国が当該投

資産の民営化のための措置又は独占事業の指定のための措置を採用し、又は維持する場合には、この協定は、当該措置について適用する。

注釈 この条の規定は、附属書Ⅲの規定に従って解釈される。

第十二条 争乱の場合における待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内における武力紛争、革命、暴動、国内争乱その他の類似の事件により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3 1の規定は、補助金（贈与を含む。）に関連する措置については、適用しない。

第十三条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

2 この条の規定は、締約国又はその指定する機関が、損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約であつて商業的な危険に関するものに基いて支払を行ったという事実のみを根拠として、第四章の規定に基づく請求を行う権利を認めるものではない。

第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保

する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
- (f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払

(g) 第四章の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保
- (d) 刑事犯罪
- (e) 関係法令に従つて要求される通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

第十五条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置（環境を保護するためのものを含む。）を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、一方の締約国が他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別的手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がも

たらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (d) 美術的、歴史的、考古学的又は文化的価値のある国家的財産の保護のためとする措置 2 この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。 (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反することとなる情報を提供し、又は当該情報へのアクセスを認めることを要求すること。 (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。 (i) 銃の取引、弾薬及び軍需品並びに軍事基地又は治安部隊の基地に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物、原料、サービス及び技術の取引に関する措置 (ii) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時とする措置 (iii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。 3 一方の締約国は、この協定（第十二条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、できる限り速やかに当該措置について他方の締約国に通報するよう努める。 第十六条 一時的なセーフガード措置 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条1の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。	
(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合 (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合 2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。 (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。 (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。 (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。 (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。 第十七条 信用秩序の維持のための措置 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービス分野に関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。 2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。 第十八条 知的財産権 1 両締約国は、投資活動の更なる促進のため、この協定、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している他の国際協定に従い、知的財産権の十分に、効果的かつ無差別的な保護を促進する。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する国際協定であって両締約国が締結しているものに基づく締約国の権利を害し、及び当該国際協定に基づく締約国の義務を免れさせるものと解してはならない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する国際協定であって自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求める

投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

注釈 この協定のいかなる規定も、両締約国について効力を有する国際協定に基づく知的財産権の保護に関し、最恵国待遇を与える義務が当該国際協定に特に規定されており、かつ、適用がある場合には、両締約国が負う当該義務を免れさせるものではない。

第十九条 租税

1 この協定のいかなる規定も、この協定に明示的に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第七条1及び3並びに第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関する無差別待遇も、租税に係る課税措置について適用する。

4 第四章の規定は、3の規定の対象となる限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

5 (a) 租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第十一条の規定を第四章の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。

(b) 投資家は、第二十七条3の規定に基づく通報を行った時は、(a)に規定する課税措置が収用に当たるか否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第二十七条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

(c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii) コロンビア共和国については、財務公債大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第二十条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 各締約国は、この条に関する事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、次の連絡部局を指定する。

(a) 日本国については、外務省又はこれに代わる機関

(b) コロンビア共和国については、商工観光省又はこれに代わる機関

3 委員会は、次のことを任務とする。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 投資に関連し、かつ、この協定の対象となる事項であって投資環境の整備に関連するものについて情報を共有し、及び協力を促進すること。

(c) この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うこと。

(d) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

4 委員会は、この協定の効力発生の後十二箇月以内に会合するものとし、その後は、両締約国の合意により会合する。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会及び5の規定により設置する小委員会は、その任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

7 委員会及び5の規定により設置する小委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会及び小委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の区域内の投資環境の整備に関連する事項について、民間部門との共同会合を開催することができる。

8 5の規定により設置する小委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十一条 健康、安全、環境及び労働に関する措置

1 締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の国内措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家の投資活動を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

2 締約国は、自国の区域内における投資活動が自国の環境法に反しない態様で行われることを確保するた

め、適当と認める措置を採用し、維持し、又は執行することができる。ただし、その措置がこの協定に反しない場合に限る。

第二十二条 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第二十三条 特別な手続及び情報の要求

1 第二条のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関連して特別な手続（例えば、当該他方の締約国の投資家が一方の締約国の居住者でなければならないとの要件又は投資財産が一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと。）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、一方の締約国がこの協定に従つて他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものではないことを条件とする。

2 第二条及び第三条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該投資財産に関する定型の情報を提供することを求めることができる。一方の締約国は、業務上の秘密の情報については、当該他方の締約国の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第三章 両締約国間の紛争の解決

第二十四条 両締約国間の紛争の解決

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国間に生ずる紛争は、可能な限り、協議によつて解決する。当

該協議は、いずれか一方の締約国が書面により要請する。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、1に規定する協議の要請の後六十日以内に当該協議によつて満足な解決に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。

3 2に規定する仲裁委員会は、紛争ごとに設置する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から外交上の経路を通じて仲裁の要請を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもなく、いずれの締約国とも提携しておらず、かつ、対象となる紛争を取り扱ったことがない者とする。

4 3に定める必要な任命が3に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれか一方の締約国は、別段の合意がある場合を除くほか、国際司法裁判所長に対し当該任命を行うよう要請することができる。国際司法裁判所長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、同裁判所次長に対し当該任命を行うよう要請する。同裁判所次長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、当該任命は、同裁判所のいずれの締約国の国民でもない最も上席の裁判官により行われる。

5 仲裁委員会は、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。当該決定は、別段の合意がある場合を除くほか、3及び4の規定に従つて仲裁委員長が任命された後六箇月以内に行われる。

6 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。仲裁委員の報酬及び費用は、ICSIDにおいて随時設けられる限度であつて仲裁委員会の設置の時において有効であるものを超えることができない。

第二十五条 請求の制限

1 前条2から6までの規定は、金融サービスに関連する紛争については、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分又は一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において他方の締約

国の法令に従って既に設立し、取得し、若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に関する紛争についてのみ適用する。

2 前条2から6までの規定は、いずれか一方の締約国の法令により設けられた公的年金計画又は社会保障制度の一部を成す活動又はサービスに関連する紛争については、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分又は一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において他方の締約国の法令に従って既に設立し、取得し、若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に関する紛争についてのみ適用する。

第四章 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第二十六条 協議及び交渉

1 投資紛争が生じた場合には、紛争当事者は、可能な限り、当該投資紛争を友好的な協議及び交渉により解決する。このような協議及び交渉には、拘束力を有しない手続であつて第三者が関与するものの利用を含めることができる。協議及び交渉の手続は、第四十一条に規定する紛争締約国の権限のある当局に送付される書面による要請により、開始する。当該要請には、問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約を付する。当該要請は、次条3に規定する通報を行う前に、紛争締約国に送付されなければならない。

2 協議及び交渉は、少なくとも六箇月の間行う。

3 紛争当事者は、1に規定する拘束力を有しない手続であつて第三者が関与するものとして、投資紛争をICSID条約又はICSID追加的制度規則に基づく調停手続に付託することに合意することができる。

第二十七条 請求の仲裁への付託

1 紛争締約国は、紛争投資家が行う請求の仲裁への付託に関し、自国の法令に従つて、事前に自国における行政上の救済手続が尽くされることを要求することができる。この救済手続は、いかなる場合にも、紛争締約国が紛争投資家から当該救済手続の開始を要請する書面による通知を受領した日から六箇月を超えて継続してはならない。当該救済手続は、紛争投資家が前条に規定する協議及び交渉を要請することを妨げてはならない。

2 紛争投資家は、協議及び交渉により投資紛争を5に規定する期間内に解決することができない場合に

は、次のことを行うことができる。ただし、紛争締約国が1の規定に従つて自国における行政上の救済手続が尽くされることを要求している場合には、当該救済手続を1の規定に従つて尽くしていることを条件とする。

(a) 自己のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求を、この章の規定による仲裁に付託すること。
(i) 紛争締約国が第二章(第七条2及び4、第八条、第九条並びに第二十条を除く。)の規定に基づく義務に違反したこと。
(ii) (i)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該紛争投資家が被ったこと。

(b) 当該紛争投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する法人である紛争締約国の企業のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求を、この章の規定による仲裁に付託すること。

(i) 紛争締約国が第二章(第七条2及び4、第八条、第九条並びに第二十条を除く。)の規定に基づく義務に違反したこと。
(ii) (i)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3 2の規定に従い投資紛争を仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、その付託の少なくとも四十五日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b) 紛争締約国による特定の措置であつて問題となるもの並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約(この協定に基づくいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。)

(c) 5に規定する仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4 紛争投資家が締約国の国民又は企業である場合には、当該紛争投資家は、3に規定する通報とともに、自己が締約国の国民又は企業であることを証明する証拠を送付しなければならない。

5 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面により前条に規定する協議及び交渉の要請を行った日から七箇月十五日以内に投資紛争を解決することができない場合には、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に

付託することができる。

(a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の締約国である場合に限り。

(b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の締約国である場合に限り。

(c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁（臨時の仲裁機関によるものを含む。）

6 この章の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a) ICSID条約第三十六条(1)に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時

(b) ICSID追加的制度規則付表C第二条に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時

(c) UNCITRAL仲裁規則第三条に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時
条に規定する請求の陳述書とともに、紛争締約国が受領した時

(d) 5(d)の規定により、他の仲裁機関による仲裁又は他の仲裁規則による仲裁が選択された場合には、仲裁に関する通知を紛争締約国が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下この章において「仲裁の通知」という。

7 5の規定に従って適用される仲裁規則（請求が仲裁に付託された日において有効なものに限る。）は、この章の規定によって修正し、又は補完する部分を除くほか、その仲裁を規律する。

8 紛争投資家は、仲裁の通知に次の(a)又は(b)の事項を明記する。

(a) 紛争投資家が任命する仲裁人の氏名

(b) 事務局長が紛争投資家の仲裁人を任命することにつき、当該紛争投資家が与える書面による同意

第二十八条 仲裁への同意

1 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を前条5に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。ただし、第四条3の規定に関する紛争を除く。

2 第四条3の規定に関する投資紛争については、次のとおりとする。

(a) 仲裁への付託に必要な同意は、第四十一条に規定する紛争締約国の権限のある当局により与えられ

る。

(b) 第四条3に規定する書面による合意が紛争解決手続を定めている場合には、当該紛争解決手続がこの章の規定に優先する。

3 1の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。

(a) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定又はICSID追加的制度規則の規定

(b) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

第二十九条 同意及び請求に関する条件及び制限

1 一方の締約国の投資家であつて、その投資財産がこの協定に反しない他方の締約国の法令に従って設立され、取得され、又は拡張されなかったものは、そのような投資財産についての投資紛争を解決するためこの章の規定による紛争解決手続を用いてはならない。

2 この章の規定は、紛争投資家の投資財産又は投資活動であつて金融サービスに係るものに関する投資紛争については、紛争締約国の区域内において紛争締約国の法令に従って既に設立され、取得され、又は拡張された投資財産及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する請求についてのみ適用する。

3 この章の規定は、紛争投資家の投資財産又は投資活動であつて、紛争締約国の法令により設けられた公的年金計画又は社会保障制度の一部を成す活動又はサービスに係るものに関する投資紛争については、紛争締約国の区域内において紛争締約国の法令に従って既に設立され、取得され、又は拡張された投資財産及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する請求についてのみ適用する。

4 第二十七条5に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が、同条2の規定に従って主張される違反が発生したこと及び紛争投資家（第二十七条2(a)の規定により付託する請求の場合）又は企業（第二十七条2(b)の規定により付託する請求の場合）が損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

5 この章の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a) 紛争投資家が、この章に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b) 第二十七条2に定める違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、(i)同条2(a)の規定による付託については紛争投資家、(ii)同条2(b)の規定による付託については紛争投資家及び同条2(b)に規定する企業が締約国の法令の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続において手続を開始する権利を放棄する旨の書面が、仲裁の通知に添付されていること。

6 5(b)の規定にかかわらず、第二十七条2(a)の規定により付託された請求については紛争投資家、同条2(b)の規定により付託された請求については紛争投資家又は同条2(b)に規定する企業は、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所において、暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る。)を求める訴訟を提起し、又はその訴訟に係る手続を継続することができる。

7 この条の規定により要求される同意及び放棄の書面は、紛争締約国に送付する。

8 紛争締約国が紛争投資家から企業を支配する権限を奪った場合には、5(b)(ii)の規定に基づく企業による放棄は、要求されない。

9 紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の行政裁判所若しくは司法裁判所又は第二十七条5に規定するいずれかの仲裁に付託した場合には、その選択は、最終的なものとする。当該紛争投資家は、その後は同条5に規定する仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

10 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び一方の締約国の投資家が第二十七条5に規定する仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この10の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第三十条 仲裁裁判所の設置

1 仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

2 投資紛争がこの章の規定による仲裁に付託された日から七十五日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命することができない場合には、紛争当事者のいずれも、事務局長に対し、この条に規定する要件に従うことを条件として、ICSIDの仲裁人名簿からいまだ任命されていない

い一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。事務局長は、その任命を自己の裁量により及び実行可能な限り紛争当事者の意見を聴取した後に行うべきである。

3 裁判長となる仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民であつてもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者とも提携してはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

4 紛争当事者は、仲裁人の任命に当たり、仲裁裁判所の仲裁人が国際公法、外国投資に関する法又は紛争当事者の間に生じた投資紛争の対象となつてゐる事項について専門知識及び能力を有すべきであることを考慮する。

5 2の規定の適用上、紛争当事者は、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、当該紛争当事者は、事務局長に対し、自らが指定した国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

6 紛争当事者は、仲裁人に支払われる報酬について合意することができる。紛争当事者が仲裁人に支払われる報酬について仲裁裁判所の設置の前に合意に達しない場合には、ICSIDにおいて随時定められる報酬及び費用であつて仲裁裁判所の設置の時に有効であるものが適用される。

第三十一条 準拠法

仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

注釈 仲裁裁判所は、国際法に従い、及び関連があり、かつ、適当な場合には、紛争締約国の法令を考慮することができる。もつとも、仲裁裁判所は、この協定の違反を構成するとされる措置の合法性について紛争締約国の国内法令に基づいて決定する管轄権は有しない。

第三十二条 仲裁手続における他方の締約国のための透明性

紛争締約国は、他方の締約国に次のものを提供する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知(その付託の日の後三十日以内に提供する。)

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し(他方の締約国の要請に基づき、かつ、他方の締約国の費用負担により提供する。)

第三十三条 仲裁地

仲裁は、紛争当事者が合意する国において行ふ。紛争当事者が合意に達しない場合には、仲裁裁判所が、

ニューヨーク条約の締約国内の場所を決定する。

第三十四条 先決問題

仲裁裁判所は、本案について決定する前に、管轄権及び受理可能性に関する紛争締約国の異議について先決問題として取り扱い、及び決定する。仲裁裁判所は、紛争締約国の異議について決定するに当たり、正当な理由があるときは、主張を認められた一方の紛争当事者が異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用（弁護士費用を含む。）を支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁裁判所は、そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たっては、請求又は異議に根拠がなかったか否かについて検討するものとし、紛争当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

第三十五条 暫定的な保全措置

仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（一方の紛争当事者が所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は第二十七条2に定める違反を構成するとされる措置の差止めを命ずることはできない。

第三十六条 専門家による報告

仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の要請に基づき、又は仲裁裁判所の職権により（紛争当事者が承認しない場合を除く。）、仲裁手続において一方の紛争当事者が提起した環境、保健、安全その他科学的な事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争当事者が合意する条件に従って、一又は二以上の専門家を任命することができる。ただし、適用される仲裁規則により認められるその他の専門家の任命を妨げない。

第三十七条 複数の請求の併合

1 いずれの紛争当事者も、第二十七条2の規定による仲裁に二以上の請求が別個に付託されており、かつ、それらの請求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じている場合には、2から10までに定める条件に従って併合の命令を求めることができる。

2 この条の規定による併合の命令を求める一の紛争当事者は、事務局長に対し、この条の規定による一の仲裁裁判所を設置するよう書面により要請するものとし、その要請に次の事項を明記する。

(a) 命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の氏名又は名称及び住所

- (b) 求める命令の内容
- (c) 命令を求める根拠

3 事務局長が2の規定による要請を受領した後六十日以内に当該要請について明らかに根拠がないと判断する場合を除くほか、一の仲裁裁判所がこの条の規定により設置される。

4 この条の規定により設置される一の仲裁裁判所は、命令の対象となることを求められた全ての紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、次の規定に従い三人の仲裁人により構成する。

- (a) 一人の仲裁人は、全ての紛争投資家の合意により任命される。
- (b) 一人の仲裁人は、紛争締約国により任命される。
- (c) 裁判長となる仲裁人は、事務局長により任命される。ただし、当該裁判長となる仲裁人は、いずれの締約国の国民であつてもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者とも提携してはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

5 事務局長は、2の規定により行われた要請を受領した後六十日以内に紛争締約国又は紛争投資家が4の規定に従って仲裁人を任命することができない場合には、命令の対象となることを求められた紛争当事者のいずれかによる要請に基づき、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命する。事務局長は、紛争締約国が仲裁人を任命することができない場合には当該紛争締約国の国民を仲裁人に任命するものとし、紛争投資家が仲裁人を任命することができない場合には紛争締約国でない締約国の国民を仲裁人に任命する。

6 この条の規定により設置される一の仲裁裁判所は、第二十七条2の規定による仲裁に付託された二以上の請求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争当事者の意見を聴取した後に、命令を発出し、次のいずれかのことを行うことができる。

- (a) 請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定すること。
- (b) 請求のうち、当該一の仲裁裁判所が決定することが他の請求の解決に資すると認める一又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し、及び決定すること。
- (c) 第三十条の規定により設置された仲裁裁判所のいずれかに対し、請求の全部又は一部について、管轄

権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定するよう指示すること。ただし、当該仲裁裁判所が次の(i)及び(ii)の条件に従う場合に限る。

(i) それまで当該仲裁裁判所において紛争当事者でなかった紛争投資家のいずれかによる要請に基づき、4(a)及び5の規定に従って紛争投資家のために任命される仲裁人を除くほか、当初の仲裁人により再度構成すること。

(ii) 既に行われた審理を再度行うか否かを決定すること。

7 この条の規定により一の仲裁裁判所が設置された場合において、紛争投資家が第二十七条2の規定による仲裁に請求を付託したにもかかわらず、2の規定により行われた要請に自己の氏名又は名称が記載されなかったときは、当該紛争投資家は、当該一の仲裁裁判所に対し、自己を6の規定に従って行われる命令の対象に含めるよう書面により要請することができる。その要請には、次の事項を明記する。

- (a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所
- (b) 求める命令の内容
- (c) 命令を求める根拠

8 この条の規定により設置される一の仲裁裁判所は、UNCITRAL仲裁規則(この章の規定によって修正される部分を除く。)に従って仲裁手続を行う。

9 第三十条の規定により設置される仲裁裁判所は、この条の規定により設置される一の仲裁裁判所が6(a)及び(b)に定める命令により管轄権を行使する請求については管轄権を有しない。第三十条の規定により設置される仲裁裁判所は、当該仲裁裁判所のいずれかがこの条の規定により設置される一の仲裁裁判所による6(c)の規定に基づく命令に従って管轄権を行使する請求については、その管轄権を行使する仲裁裁判所を除くほか、管轄権を有しない。

10 この条の規定により設置される一の仲裁裁判所は、6の規定に基づく決定を行うまでの間、一の紛争当事者の申請に基づき、第三十条の規定により設置される仲裁裁判所の手続の停止を命令することができる。ただし、当該仲裁裁判所が既に手続を停止している場合を除く。

第三十八条 裁定案

この章の規定に基づく仲裁に付託されたいずれの投資紛争についても、仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の要請があった場合には、決定を行い、又は裁定を下す前に、紛争当事者に対して決定又は裁定の案を提示

する。紛争当事者は、当該決定又は裁定の案が提示された日の後六十日以内に、仲裁裁判所に対し当該決定又は裁定の案のいずれかの側面に関する意見を書面により提出することができる。仲裁裁判所は、当該意見を検討し、当該決定又は裁定の案が提示された日から百五日以内に決定を行い、又は裁定を下す。

第三十九条 裁定

1 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があった場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、適用される仲裁規則に従い、費用(弁護士費用を含む。)についても裁定を下すことができる。

2 1の規定に従うことを条件として、第二十七条2(b)に規定する請求が付託される場合には、

(a) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が同条2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が同条2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

3 仲裁裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

第四十条 裁定が最終的なものであること及び裁定の執行

1 前条の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、個々の事案について紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、裁定を可能な限り速やかに実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定を執行する。

2 紛争締約国が裁定に従わない場合には、紛争締約国でない締約国は、その要請により、第二十四条の規定による仲裁委員会を設置することができる。この場合には、当該要請を行った締約国は、当該仲裁委員会の手続において、次のことを求めることができる。

- (a) 最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨を決定すること。
- (b) 紛争締約国に対して裁定に従うべきである旨を勧告すること。

3 紛争当事者は、2に規定する手続が行われているか否かにかかわらず、ICSID条約又はニューヨーク条約に従って仲裁の裁定の執行を求めることができる。

第四十一条 文書の送達

第二十六条に規定する協議及び交渉の要請並びにこの章の規定による仲裁に関連する通報その他文書は、次の紛争締約国の権限のある当局に対して送付する。

- (a) 日本国については、外務省又はこれに代わる機関
- (b) コロンビア共和国については、商工観光省投資・サービス局又はこれに代わる機関

第五章 最終規定

第四十二条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第四十三条 適用及び効力発生

1 両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、他方の締約国の区域内において他方の締約国の関係法令に従って設立され、取得され、又は拡張されたものについて、当該投資財産が設立され、取得され、又は拡張された時点を問わず適用する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に設立され、取得され、又は拡張された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態若しくはこの協定の効力発生の前に消滅した状況に

起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

6 附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第四十四条 改正

1 両締約国は、この協定のいかなる改正についても合意することができる。

2 いかなる改正も、両締約国によりそれぞれの国内手続に従って承認され、両締約国が合意する日に効力を生ずるものとし、その後はこの協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十一年九月十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

玄葉光一郎

コロンビア共和国のために

ディアス・グラナドス

附属書 I 第六条 1 に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第六条 1 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条 (内国民待遇)
- (b) 第三条 (最恵国待遇)
- (c) 第五条 (特定措置の履行要求)
- (d) 第十条 (経営幹部及び取締役会)
- 2 留保には、次の事項を記載する。
- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1 に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i) この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii) 当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
- (f) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が 1 に規定する義務に適合しない点を記載する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、
- (a) 「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七十七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
- (b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類 (統計文書 M 第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年) の番号をいう。

(c) 「I S I C」とは、国際連合経済社会理事会により千九百四十八年八月二十七日にその第七回会期において採択され、千九百八十九年五月二十二日に改正された全経済活動の国際標準産業分類の番号をいう。

第一節 日本国の表

一		二		三	
分野	産業分類	留保の種類	概要	分野	産業分類
金融業	J S I C 六二二 銀行 (中央銀行を除く。)	留保の種類	概要	情報通信業	J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等
銀行業	J S I C 六三二 中小企業等金融業	留保の種類	概要	電気通信業	J S I C 三七一一 地域電気通信業 (有線放送電話業を除く。)
	J S I C 六三一 内国民待遇 (第二条)	留保の種類	概要		J S I C 三七三二 電気通信に附帯するサービス業
	預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) 第二条	留保の種類	概要		経営幹部及び取締役会 (第十条)
	預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。	留保の種類	概要		日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条
		留保の種類	概要		1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。
		留保の種類	概要		(a) 日本国の国籍を有しない自然人
		留保の種類	概要		(b) 外国政府又はその代表者
		留保の種類	概要		(c) 外国の法人又は団体

2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	四 分野 小分野 産業分類 情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業 J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七九 その他の固定電気通信業 J S I C 三七二 移動電気通信業 J S I C 四〇一 インターネット付随サービス業 注 J S I C 三七二、三七二、三七二、三七二又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。 留保の種類 措置 概要 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行うとする外国投資家について適用する。	五 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 製造業 医薬品製造業 J S I C 一六五 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行うとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	六 分野 小分野 産業分類 製造業 皮革及び皮革製品製造業 J S I C 一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回りの品製造業 J S I C 一六四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二〇一 なめし革製造業 J S I C 二〇二 工業用革製品製造業（手袋を除く。） J S I C 二〇三 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二〇四 革製履物製造業 J S I C 二〇五 革製手袋製造業
--	--	--	--

七 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	八 分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要 鉱業 J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇（第二条） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	九 分野 小分野 産業分類 石油業 J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一七一 石油精製業 J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一七四 桶装材料製造業 J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
--	--	--

十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	留保の種類 措置 概要
十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	J S I C 四七二 冷蔵倉庫業 J S I C 五三二 石油卸売業 J S I C 六〇五 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。) J S I C 六〇五 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。) J S I C 九二九 他に分類されないその他の事業サービス業 注1 J S I C 一七四、一七九、四七一、四七二又は六〇五の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 九二九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行うとする外国投資家について適用する。もとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
		農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の八の項で規定されているものを除く。) J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業(水産養殖業を除く。) J S I C 〇四 水産養殖業 J S I C 六三二 農業協同組合 J S I C 六三三 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 八七一 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の八の項で規定されているものを除く。)への投資を行うとする外国投資家について適用する。

十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	留保の種類 措置 概要
十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一 航空運送業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 経営幹部及び取締役会(第十条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として、航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を事実的に支配する持株会社等についても適用する。 3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を事実的に支配する会社(その持株会社を含む。)は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその名称及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
		運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇 主として管理事務を行う本社等

十四	留保の種類	措置	概要
分 野	J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三章 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する特殊会社等についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。	留保の種類 航空運送業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
分 野	運輸業	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	分 野 小 分 野 産業分類

十六	留保の種類	措置	概要
分 野	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	留保の種類 最恵国待遇（第三条） 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。
分 野	運輸業	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	分 野 小 分 野 産業分類

十八		十九		二十	
留保の種類	概要	留保の種類	概要	留保の種類	概要
内国民待遇(第二条)	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道 業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易 法に基づく事前届出は必要とされない。	運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への 投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両 の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら の製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされな い。	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶賃渡業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日 本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶賃渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶賃 渡業(内航船舶賃渡業を除く。)は、事前届出の要件の適用から除外される。	運輸業 水運業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第二条) 船舶法(明治三十一年法律第四十六号)第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の	

第二節 コロンビアの表

二十一		二		三	
留保の種類	概要	留保の種類	概要	留保の種類	概要
船舶を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送 を行ってならない。	水上道業 J S I C 三六一一 水上道業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水上道業への投資を行おうとす る外国投資家について適用する。	労働基本法第七十四条及び第七十五条 十人を超える労働者を雇用する雇用者は、通常の労働者については九十パーセント以上、技能を 有する職員、専門職員又は管理職員その他の責任のある者については八十パーセント以 上の割合で、自己の通常の労働力の一部としてコロンビアの国民を雇用する。 これらの割合は、雇用者の要請により、不可欠かつ技術分野の労働者について、かつ、コロンビ アの国民である労働者を訓練するために必要な期間のみ、減ずることができる。	内国民待遇(第二条) 二十年政令第二千八百号第二十六条及び第二十七条 外国投資家は、コロンビアにおいて、外国資本による投資のための基金を通じてのみ、証券に関 してポートフォリオの一環としての投資を行うことができる。	内国民待遇(第二条) 経営幹部及び取締役会(第十条)	全ての分野

措置 概要	概要に定める措置（千九百九十五年法律第二百二十六号第三条及び第十一号を含む。） コロンビアは、既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産を売却し、又は処分する場合には、日本国若しくは非締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること及びそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限することができる。コロンビアは、そのような売却その他の処分に関し、経営幹部又は取締役会の構成員の国籍に関連する措置を採用し、又は維持することができる。 この適合しない措置に関連する現行の法令には、千九百九十五年法律第二百二十六号を含む。この点に関し、コロンビアは、企業の持分の全部又は一部をコロンビアの公的企業及び他の政府機関以外の者に売却することを決定する場合には、まず、専ら次の者に対し、千九百九十五年法律第二百二十六号第十一条に定める条件の下で当該持分を提示する。 持分を売却される企業又は当該企業が所有し、若しくは支配する他の企業の現在の被用者、年金受給者及び被用者であった者（正当な理由により解職された者を除く。） 当該企業の被用者及び被用者であった者の団体 労働組合 労働組合の連合及び総連合 被用者基金 年金基金及び退職基金 協同組合（注） もつとも、当該持分が移転され、又は売却された後は、コロンビアは、当該持分のその後の移転その他の処分を規制する権利は、留保しない。 この留保の適用上、この協定の効力発生の日の後に維持され、又は採用される措置であつて、売却その他の処分の時に持分若しくは資産を所有することを禁止し、若しくは制限し、又はこの留保に定める国籍の要求を課するものは、現行の措置とみなされる。 この留保の適用上、「公的企業」とは、コロンビアによる持分の所有を通じて所有され、又は支配される企業をいい、専ら既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産の売却又は処分のためにこの協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む。 注 千九百九十八年法律第四百五十四号は、コロンビアに存在する協同組合の種類を定める。当該協同組合には、「貯蓄信用協同組合」、「金融協同組合」及び「多目的総合協同組合」がある。
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	漁業及び漁業関連サービス その他の事業サービス 漁業、水産養殖業及び漁業に附帯するサービス CPC 八八二 漁業に附帯するサービス ISIC 〇五〇一 漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 千九百九十一年政令第二百五十六号第二十七条、第二十八条及び第六十七条 二千三年決定第五号第二節及び第七節 外国を旗国とする船舶は、コロンビアの領水内における商業的漁業及びこれに関連する活動に関

措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	五
し、これらの漁業及び活動の許可を得ているコロンビアの企業と提携している場合にのみ、当該許可を得ること及びこれに従事することができる。この場合において、外国を旗国とする船舶に対する当該許可及び漁獲許可証に係る費用は、コロンビアを旗国とする船舶に係る当該費用より高い。外国を旗国とする船舶の旗国がコロンビアと他の二国間協定を締結している場合には、許可を得ているコロンビアの企業と提携していなければならないとの要件を適用するか否かは、当該二国間協定の規定により決定される。	民間警備・監視サービス その他の事業サービス CPC 八七三 調査及び警備 内国民待遇（第二条） 千九百九十四年政令第三百五十六号第八号、第十二号、第二十三号及び第二十五号 民間警備・監視サービスを含む企業の共同経営者又は構成員は、コロンビアの国民でなければならない。 外国人の構成員又は外国資本によつて千九百九十四年二月十一日前に設立された企業は、外国人の構成員の参加を増大させることができない。同日前に組織された協同組合は、その法的形態を維持することができる。	報道 報道機関サービス CPC 六九二 新聞及び定期刊行物に係る報道機関サービス 経営幹部及び取締役会（第十号） 千九百九十四年法律第二十九号第十三条 コロンビアにおいて発行される新聞であつてコロンビアの政治に焦点を合わせたものの編集責任者及び社長は、コロンビアの国民でなければならない。
措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	七
この留保の適用上、家庭向け公共サービスには、水の供給、下水の処理、廃棄物の処理、電力、可燃性ガスの供給及び基本的な公衆交換電話サービス並びにこれらに関する補足的な活動を含む。基本的な公衆交換電話サービスに関する補足的な活動とは、長距離公衆電話サービス及び農村地域におけるワイヤレス・ローカル・ループ固定電話サービスをい、商業的な携帯電話サービスを含まない。	家庭向け公共サービス 内国民待遇（第二条） 千九百九十四年法律第四百二十二号第一条、第十七号から第十九号まで及び第二十三号 商法第四百七十一号及び第四百七十二号 地域社会における組織された共同体が支配的利益を有する企業は、当該共同体に対する家庭向け公共サービスの提供のための営業権又は許可の付与に関し、同等の条件を提示する企業に優先するものとする。	

八	九	十
分野 小分野 産業分類 留保の種類 映画 特定措置の履行要求(第五条) 二十三年法律第八十四号第五條、第十四條、第十五條、第十八條及び第十九條 外国映画の上映及び配給には、当該上映及び配給から得られる毎月の純収入の八・五パーセントに設定される映画振興料を課する。 外国映画がコロンビアの短編映画とともに上映される場合には、上映者に適用される映画振興料は、二・二五パーセントに減額される。 二十三年までは、配給者に適用される映画振興料は、前年における当該配給者が映画館その他の上映者に配給したコロンビアの長編映画の割合が政府が設定した目標の割合以上であった場合には、五・五パーセントに減額される。 ラジオ放送サービス	分野 小分野 産業分類 留保の種類 経営幹部及び取締役会(第十条) 千九百九十二年法律第八十号第三十五條 千九百九十五年政令第四百四十七号第七條、第九條及び第十八條 情報番組又は報道番組の制作責任者は、コロンビアの国民でなければならない。	分野 小分野 産業分類 留保の種類 テレビジョンの無料放送 視聴覚番組の制作サービス 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求(第五条) 千九百九十二年法律第十四号第二十七條 二十一年法律第六百八十号第一條及び第四條 千九百九十六年法律第三百三十五号第十三條及び第二十四條 千九百九十五年法律第八十二号第三十七條第三号、第四十七條及び第四十八條 千九百九十七年決定第二号第十條第二項 千九百九十七年決定第二十三号第八條第二項 千九百九十七年決定第二十四号第六條及び第九條 千九百九十七年決定第二十五号第二條及び第四條 テレビジョンの無料放送に係る免許を有する企業における外国人の持分は、四十パーセント以下に制限する。 全国放送テレビジョン 全国放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者(放送事業者又は番組枠を利用する権利を付
与された者をいう。)は、各チャンネルにおいて、国内で制作された番組を次のとおり放送しなければならない。 (a) 午後七時から午後十時三十分までの間には、少なくとも七十パーセント (b) 午後十時三十分から翌日の午前零時までの間には、少なくとも五十パーセント (c) 午前十時から午後七時までの間には、少なくとも五十パーセント (d) 土曜日、日曜日及び祝日の午後七時から午後十時三十分までの間には、少なくとも六十パーセント 地域放送テレビジョン及び地方放送テレビジョン 地域放送テレビジョンは、国々の機関のみが放送することができる。地域放送テレビジョン及び地方放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者は、各チャンネルにおいて、国内で制作された番組を少なくとも五十パーセント放送しなければならない。	分野 小分野 産業分類 留保の種類 テレビジョンの有料放送 視聴覚番組の制作サービス 特定措置の履行要求(第五条) 二十一年法律第六百八十号第四條及び第十一條 千九百九十五年法律第八十二号第四十二條 千九百九十七年決定第十四号第十四條、第十六條及び第三十條 千九百九十六年法律第三百三十五号第八條 千九百九十八年決定第三十二号第七條及び第九條	概要 テレビジョンの有料放送(衛星によるものを含まない。) テレビジョンの有料放送に係る免許を有する者であつて元の番組の広告と異なる広告を伝送するものは、この表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める国内で制作された番組の割合の下限であつて、全国放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者に要求されるものを遵守しなければならない。コロンビアは、千九百九十七年決定第十四号第十六條の規定について、コロンビアの領域外で番組に広告が挿入されている場合には、テレビジョンの有料放送の提供者に対して国内で制作された番組の割合の下限を遵守することを要求するものではないと解釈する。コロンビアは、第六條1(d)の規定に従い、この解釈を引き続き適用する。 テレビジョンの有料放送サービスの提供者は、少なくとも一時間の番組をコロンビアにおいて制

十二	十二	十三	十四
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	廃棄物関連サービス 内国民待遇(第二条) 二千年政令第二十八号第六条 外国からの投資は、コロンビア国外で発生した毒性廃棄物、有害廃棄物又は放射性廃棄物の処理、処分及び廃棄に関連する活動については、許可されない。	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
		運輸サービス 海上運送 河川運送 CPC 七二 水上運送サービス 特定措置の履行要求(第五条) 経営幹部及び取締役会(第十条) 二千年政令第八百四号第二条及び第四条第四号 商法第千四百五十五号 千九百八十四年大統領令第二千三百二十四号第九十九条、第一百一条及び第二百二十四条 二千年法律第六百五十八号第十一号 千九百九十八年政令第千五百九十七号第二十三号 コロンビアを旗国とする船舶及び外国を旗国とする船舶(漁業に関連する船舶を除く。)であつて、それぞれの許可証が発行された日から六箇月を超える期間にわたつてコロンビアの管轄権に属する水域で運航するもの(その運航が継続的であるかを問わない。)(においては、船長、職員及び八十パーセント以上の他の船員がコロンビアの国民でなければならない。)	運輸業 特殊航空サービス 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第二条) 特定措置の履行要求(第五条) 商法第千七百九十五号及び第千八百六十四号 コロンビアの国民及びコロンビアの法令に基づいて組織された法人のみが、コロンビアにおいて特殊航空サービスを提供するために登録された航空機を所有し、及び当該航空機の現実的かつ実効的な管理を維持することができる。 特殊航空サービスを提供する全ての会社であつて、代理店又は支店としてコロンビアに設立されるものは、コロンビアにおける事業のため九十パーセント以上の割合でコロンビアの国民である労働者を雇用する。この割合は、コロンビアの国民である労働者に相互主義に基づく待遇を与える国

十五	十六
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
金融業 金融サービス(銀行業その他金融サービス(保険業を除く。)) 内国民待遇(第二条) 千九百九十九年政令第二千四百十九号第一条(千九百九十六年法律第二百七十条第二百三条及び千九百九十九年政令第六十五号第十六条の規定に基づくもの) 裁判所又は警察の命令の対象となる金銭(保証金(注))を含む。及び賃貸借契約に基づいて委託される資金は、コロンビア農業銀行株式会社に寄託されなければならない。同株式会社は、このような排他的権利の全部又は一部から、その事業全体に關して、競争上の優位を得ることがある。 注 保証金とは、コロンビアの法令において、裁判所の命令に基づいて寄託される金銭(例えば、民事訴訟において原告が得た差止命令であつて被告の特定の資産に関するものを裁判所が取り下げることの代償として、被告が裁判所の命令に基づいて寄託する金銭)をいう。	金融業 金融サービス(銀行業その他金融サービス(保険業を除く。)) 内国民待遇(第二条) 金融制度に関する組織法 コロンビアは、次に掲げる金融機関に対し、優位又は排他的権利を付与することができる。 農畜産業金融基金(FINAGRO) コロンビア農業銀行 国民保証基金 電力金融公社(FEN) 国土開発金融公社(FINDETER) ラ・プレビソラ信託銀行 コロンビア教育資金貸付・海外技術留学機構(ICETEX) 貿易銀行(BANCOLDEx) 開発計画金融基金(FONADE) このような優位又は排他的権利には、次のものを含む。(注) 一定の課税の免除 登録及び定期的な報告に係る要件であつて証券の発行について課されるものの免除 この項に掲げる金融機関が発行する債務証券のコロンビア政府による購入であつて、コロンビアの公的機関を通じて行われるもの 注 この適合しない措置が附属書Iに記載されていることにかかわらず、両締約国は、締約国が前記の金融機関に付与する優位又は排他的権利が例示されているものに限定されないことを了解する。

附属書Ⅱ 第六条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定分野、小分野又は活動に関する留保について、第六条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条 (内国民待遇)

(b) 第三条 (最恵国待遇)

(c) 第五条 (特定措置の履行要求)

(d) 第十条 (経営幹部及び取締役会)

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

第一節 日本国の表

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	

四	現行の措置	三	二	一
	小分野	小分野 産業分類 留保の種類 概要	小分野 産業分類 留保の種類 概要	留保の種類 概要
全ての分野	全ての分野	全ての分野	全ての分野	内国民待遇 (第二条) 経営幹部及び取締役会 (第十条) 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) コロンビア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) コロンビア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員に国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
		最恵国待遇 (第三条) 1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、1に規定する協定以外の二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事 (海難救助を含む。)	内国民待遇 (第二条) 経営幹部及び取締役会 (第十条) 指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

四九

平成二十五年十二月二十二日 参議院會議録第九号(その二)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求める

五〇

第二節 コロンビアの表

一	現行の措置	十	十一
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	内国民待遇(第二条) コロンビアは、国境地域、沿岸部又は島嶼の領土における外国人による不動産の所有に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、 (a) 国境地域とは、国境線と平行な幅二キロメートルの区域をいう。 (b) 沿岸部とは、最高潮線と平行な幅二キロメートルの区域をいう。	土地取引に関する事項 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第五条) 経営幹部及び取締役会(第十条) 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

二	三
現行の措置 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 最恵国待遇(第三条) コロンビアは、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 コロンビアは、この協定の効力発生の日の後に効力を有し、又は署名される二国間又は多数国間の協定であつて次の事項に係るものに従い、各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事(海難救助を含む。)	社会事業サービス 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第五条) 経営幹部及び取締役会(第十条) コロンビアは、法の執行及び矯正に係るサービス並びに次のサービス(公共の目的のために設立され、又は維持される社会事業サービスである場合に限る。)の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 社会的再適応 所得に関する保障又は保険 社会保障 社会福祉 公衆のための訓練及び教育 保健 保育 コロンビアの社会保障制度は、現在、次の義務的な制度から成る。 年金(一般年金制度) 健康保険(一般健康保障制度) 労働者補償(一般労働災害補償制度) 退職給付(退職・退職給付制度)

四	五
分野 小分野 産業分類 留保の種類 少数者及び種族の集団に関する事項	分野 小分野 産業分類 留保の種類 文化産業及び文化活動
内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条） コロンビアは、社会的又は経済的に不利な立場にある少数者及び種族の集団に権利を与え、又はこれらを優遇する措置（コロンビア憲法第六十三条の規定に従って種族の集団が保有する共有地に関する措置を含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアにおける種族の集団とは、原住民、ロマ（ジプシー）、アフリカ系コロンビア人共同体並びにサン・アンドレス、プロビデンスシア及びサンタ・カタリーナから成る諸島のライザル共同体をいう。	この留保の適用上、「文化産業及び文化活動」とは、次のものをいう。 (a) 書籍、雑誌、定期刊行物、新聞又は電子新聞の出版、頒布又は販売（印刷及び植字を除く。） (b) 映画又はビデオの制作、配給、販売又は上映 (c) 音声又は映像による音楽の記録の制作、頒布、販売又は展示 (d) 舞台芸術の制作及び発表 (e) 視覚芸術の制作及び展示 (f) 楽譜（印刷されたもの又は機械による判読可能なもの）の制作、頒布又は販売 (g) 手工芸品のデザイン、製作、流通及び販売 (h) 一般公衆を対象としたラジオ放送、ラジオ、テレビジョン及びテレビジョンの有線放送に関連する全ての活動、衛星番組サービス並びに放送網 (i) 広告のコンテンツのデザイン及び作成 コロンビアは、文化産業及び文化活動における文化に関する協力又は共同制作に関する特定の約束を定める他の国との協定に従い、当該他の国の国民に対して特惠的な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 第二条及び第三条の規定は、文化産業及び文化活動の促進のための政府による助成（注）には適用されない。 コロンビアは、視聴覚媒体、出版又は音楽の分野において他方の締約国がコロンビアの国民に対して与える待遇と同等の待遇を他方の締約国の国民に与える措置を採用し、又は維持することができる。

六	七	八
分野 小分野 産業分類 留保の種類 宝石のデザイン 舞台芸術 音楽 視覚芸術 視聴覚媒体 出版	分野 小分野 産業分類 留保の種類 手工芸品産業	分野 小分野 産業分類 留保の種類 情報通信 視聴覚サービス 広告
注 この項の規定の適用上、「政府による助成」とは、租税上の特典、義務的な提出の軽減による奨励措置、政府による贈与、政府が支援する貸付及び政府が提供する保証、信託又は保険をいい、その運営の全部又は一部について民間の団体が責任を有しているか否かを問わない。 特定措置の履行要求（第五条） コロンビアは、宝石のデザイン、舞台芸術、音楽、視覚芸術及び出版の発展及び制作のための政府による助成（注）の享受又はその継続のための条件として、当該政府による助成を受ける者に対し一定の水準又は割合で現地で創作された作品を用いることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保は、広告については、適用しない。また、特定措置の履行要求は、いかなる場合においても、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に適合するものではない。 注 前項の注に定義するものに同じ。	特定措置の履行要求（第五条） コロンビアは、コロンビアの手工芸品として特定する手工芸品のデザイン、流通、小売又は展示に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 特定措置の履行要求は、いかなる場合においても、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に適合するものでなければならない。	情報通信 視聴覚サービス 広告 特定措置の履行要求（第五条） 映画作品

九		現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
伝統の表現		(a) コロンビアは、年間にコロンビアの映画館又は上映室で上映される映画作品の合計の一定の割合（十五パーセントを超えない。）がコロンビアの映画作品であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアは、当該割合の設定に当たっては、国内の映画制作の状況、既存の上映設備の状況及び観客数の平均を考慮する。 (b) コロンビアは、年間に無料放送のテレビジョンのチャンネルで放送される映画作品の合計の一定の割合（十パーセントを超えない。）がコロンビアの映画作品であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアは、当該割合の設定に当たっては、テレビジョンの無料放送を行うために自国の映画作品が入手可能かを考慮する。当該映画作品の放送は、附属書1のコロンビアの表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める現地調達の要件であって、当該チャンネルに関するものとして勘案される。 (c) コロンビアは、共同体放送テレビジョンの週間の番組の一定の割合（週ごとに五十六時間を超えない。）が共同体放送テレビジョンの放送事業者によって国内で制作される番組であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注 千九百九十九年決定第六号に定義するものと同じ。 多チャンネル民間放送テレビジョンの無料放送 (d) コロンビアは、附属書1のコロンビアの表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める国内で制作された番組の割合の下限に関する要件を、多チャンネル民間放送テレビジョンの無料放送に対して課する権利を留保する。ただし、この要件は、個別のサービス提供者によって利用可能とされているチャンネルであって、二又は当該チャンネルの総数の二十五パーセントのいずれか大きい方を超える数のものに対して課されることはない。 広告 (e) コロンビアは、コロンビアにおいて設立された会社であってメディアに関するサービスに係るもの（コロンビア国外に本社を置く新聞、日刊紙及び購読のサービスに係る会社を除く。）に対し、年間に受注する広告の注文の合計の一定の割合（二十パーセントを超えない。）がコロンビアにおいて制作され、及び創作されることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を有する。当該措置は、(i)映画館及び上映室における近く公開される映画の広告並びに(ii)番組又はコンテンツがコロンビア国外に由来するメディア又はそのような番組をコロンビア国内において再放送し、若しくは再伝送するメディアについては、適用しない。	内国民待遇（第二条） コロンビアは、二千五年決議第百六十八号により宣言された無形文化遺産に関連する表現の助成及び発展に関し、地域社会に権利を与え、又はこれを優遇する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この無形文化遺産には、次のものを含む。

十		現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
双方向の入出力による音声及び映像の提供サービス		(a) 言語及び口頭表現 (b) 音楽的表現、舞踊的表現及び音響的表現 (c) 儀式、舞台及び儀礼における表現、祭礼での演技並びに伝統的な演劇 (d) 造形物、意匠及びボディー・ペインティングの作成に関連する知識、能力及び技法 (e) 人間、自然及び宇宙に関する社会的な応用、知識及び慣習 (f) 伝統的な司法制度に関連する知識及び慣習 (g) 料理に関する知識、慣習及び技能	特定措置の履行要求（第五条） 1 コロンビアは、2及び3の規定に従うことを条件として、コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないとコロンビア政府が認定するときは、コロンビアの消費者が双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスを通じてコロンビアの視聴覚番組を利用することを不当に拒否されないことを確保するための措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 コロンビアは、コロンビアの消費者が双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスを通じてコロンビアの視聴覚コンテンツを利用することを不当に拒否されていることに対処するための措置を採用することを提案するときは、当該措置を事前に公表し、利害関係者に対し、当該措置について意見を述べるための適当な機会を与える。コロンビアは、当該措置の採用の少なくとも九十日前に、当該措置について他方の締約国に通報する。その通報には、当該措置に関する情報（コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないとコロンビア政府が認定する根拠を成す情報及び当該措置の概要を含む。）を含める。当該措置は、サービス貿易一般協定に基づくコロンビアの義務に適合するものでなければならない。 3 日本国は、コロンビアが提案する措置に関してコロンビアとの協議を要請することができる。コロンビアは、そのような要請を受領した後三十日以内に日本国との協議を開始する。コロンビアは、この協議の結果、次の全ての事項が満たされる場合にのみ、1に規定する権利を行使することができる。 (i) 日本国が、コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないこと及び当該措置が客観的な基準に基づいており、かつ、貿易を制限する効果が最も少ないものであることについて同意すること。 (ii) コロンビアが当該措置をコロンビアにおいて設立された会社によってコロンビアにおいて提供されるサービスに対してのみ適用することに同意すること。 (iii) 日本国及びコロンビアが双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスの分野における補償であって貿易の自由化に資するものについて合意すること。

十一		現行の措置	分野
金融業			

小分野	金融サービス
産業分類	最恵国待遇 (第二条)
留保の種類	コロンビアは、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された二国間又は多数国間の協定に従い最恵国待遇に適合しない待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
概要	コロンビアは、前記の規定に従い、カルタヘナ協定及びアンデス共同体の法的な決定を遵守するため、最恵国待遇に適合しない待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

附属書Ⅲ (第十一条関係)

1 両締約国は、第十一条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

2 締約国政府の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事実に基づいて調査することが要求される。

(a) 政府の一又は一連の措置の経済的な影響 (ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。)

(b) 政府の一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(c) 政府の一又は一連の措置の性質 (当該措置が無差別なものであるか否かを含む。)

(d) 政府の一又は一連の措置の目的 (当該措置が正当な公の目的のために行われるか否かを含む。)

3 一又は一連の措置がその目的に照らして過度に厳しいものであるため誠実に採用され、及び適用されたものと合理的にみなすことができない場合を除くほか、第十五条1の規定に従って公共の福祉に係る正当な目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置は、間接的な収用を構成しない。

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十一日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とクウェート国との間で、投資の許可段階及び許可後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結により、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に

資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定

日本国政府及びクウェート国政府は、日本国及びクウェート国（以下「両締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好かつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていくことを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与するものとなることを希望し、

この協定が両締約国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (1) 企業及び企業の支店
- (2) 株式、出資その他の形態の企業の特分（その特分から派生する権利を含む。）
- (3) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
- (4) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (5) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (6) 無体の資産（例えば、知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、

- 集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及びノウハウその他の開示されていない情報に関する権利を含む。) 及びのれん
- (7) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査、試掘、採掘及び抽出のための権利を含む。)
- (8) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、不動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権
- 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。
- (b) 「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行つたものをいう。
- (1) 締約国政府
- (2) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人
- (3) 締約国の企業
- (c) 「締約国の企業」とは、営利目的であるかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。
- (d) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (e) 「区域」とは、
- (1) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (2) クウェート国については、クウェート国の領域をいい、クウェート国の領海の外側に位置する区域であつて、クウェート国が主権的権利又は管轄権を行使することができる区域として、国際法に従い、クウェート国の法令により指定したもの又は今後指定することがあるものを含む。
- (f) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (g) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(h) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条 内国民待遇

- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。
- 3 1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従つて与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

第三条 最恵国待遇

- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 2 1の規定は、一方の締約国が、第三国との間での相互主義に基づき、又は第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、当該第三国の投資家に与える租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第四条 一般的待遇

- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。
- 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいかなる意味においても阻害してはならない。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。
- (h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。
 - (1) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合
 - (2) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合
- (i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (j) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(k) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(1) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、1(g)から(1)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第七条 留保及び例外

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Iの締約国の表に記載するもの

(b) 締約国の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、附属書IIの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Iの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においては実施の後でできる限り速やかに）、次のことを行う。

- (a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。
- (b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互の満足を確保することを目的として他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条、第三条及び前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報（一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十一条 収用

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化

又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること。

(b) 差別的なものでないこと。

(c) 2から4までの規定に従つて迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正当な法的手続及び第四条の規定に従つて実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した利子であつて市場において決定される商業的な利率によるものを含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事実及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十六条の規定の適用を妨げない。

第十二条 損失又は損害についての補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十三条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払

(g) 第十六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の適用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する外交上の経路を通じた協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、六箇月以内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁裁判所に決定のため付託する。仲裁裁判所は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁人及びこのようにして選定された二人の仲裁人が裁判長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁人の三人の仲裁人から成る。この場合において、第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁人が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁人について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁人を任命するよう要請する。

4 国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由により3の任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長が必要な任命を行うよう要請される。同次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同次長も当該任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうちいずれの締約国の国民でもない次の席次の者が必要な任命を行うよう要請される。

5 仲裁裁判所は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

6 各締約国は、自国が選定した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。裁判長に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両締約国が均等に負担する。もつとも、仲裁裁判所は、自己の裁量により、両締約国のうちいずれか一方が当該他の費用のより多くの部分又は全てを負担するよう指示することができる。仲裁裁判所は、仲裁手続に係る他の全ての事項について決定する。

第十六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつ

て、当該投資家又は一方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7 (b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から三箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7 (a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知った日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

7 (a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決

定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従つてその請求を取り下げるときに限り、4に規定する調停又は仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する調停又は仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

8 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

9 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

10 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

11 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。

12 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従つて執行される。

13 4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

14 紛争締約国は、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、紛争投資家が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を受領した旨又は将来受領する旨を主張することはできない。

第十七条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施

することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができ。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(1) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(2) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(3) 安全

(d) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(1) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置

(2) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(e) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 一方の締約国は、この協定(第十二条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であつて次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。

(a) 関係の分野及び小分野又は事項

(b) 当該措置に係る義務又は条項

(c) 当該措置の法的根拠

(d) 当該措置の簡潔な説明

(e) 当該措置をとる目的

第十八条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

(a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十九条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。

2 締約国が1の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当

な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十一条 租税

この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

第二十二条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。
- (b) 第七条1の規定に従つて維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。
- (c) 第七条2の規定に従つて採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。
- (d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国政府の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会及び5の規定により設置する小委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十三条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十四条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されるときは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるときは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十五条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十六条 効力発生

両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内法上の手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十七条 有効期間及び終了

- 1 この協定は、この協定の効力発生の後三十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。
- 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の三十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。
- 3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に二十年の期間引き続き効力を有する。
- 4 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。
- 5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。
- 6 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十八条 改正

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十二年三月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

山根隆治

クウェート国政府のために

ジャーラッラー

附属書 I 第七条1に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七条1の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条 (内国民待遇)
- (b) 第三条 (最恵国待遇)
- (c) 第六条 (特定措置の履行要求の禁止)

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(1)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置をいい、また、(2)当該措置の権限に基づき及び当該措置に合致して採用され、又は維持される全ての従属する措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

分野 小分野 産業分類	留保の種類	措置 概要
農林水産業（植物育成者権） J S I C 〇一九 その他の耕種農業		
J S I C 〇二四三 山林種苗生産サービス業		
J S I C 〇四一三 藻類養殖業		
J S I C 〇四一五 種苗養殖業		
内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第二条） 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条		
		日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。 (a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合 (b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のU P O V条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に關してその国の国民と同一の条件に

よる保護（その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に關する保護を認める場合

二	三	四	五
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	分野
金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三三 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	情報通信業

留保の種類 措置 概要	JSIC 三三三二 運動用具製造業 注1 JSIC 一八九又は三三三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2 JSIC 一六九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	船舶の国籍に関する事項
留保の種類 措置 概要	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	船舶の国籍に関する事項
留保の種類 措置 概要	鉱業 JSIC 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇（第二条） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	船舶の国籍に関する事項
留保の種類 措置 概要	石油業 JSIC 〇五二 原油・天然ガス鉱業 JSIC 一七一 石油精製業 JSIC 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） JSIC 一七四 舗装材料製造業 JSIC 一七九 其他の石油製品・石炭製品製造業 JSIC 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） JSIC 四七二 冷蔵倉庫業 JSIC 五三二 石油卸売業 JSIC 六〇五 ガソリンスタンド JSIC 六〇五 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）	船舶の国籍に関する事項

小分野	航空運輸業
産業分類	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等
留保の種類	J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第二条） 最恵国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人 (e) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する特殊会社等についても適用する。
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等
留保の種類	J S I C 四六一一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
措置	4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

概要 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を實質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。	十五 分野 小分野 産業分類 留保の種類 運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	十六 分野 小分野 産業分類 留保の種類 運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
概要 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人	十七 分野 小分野 産業分類 留保の種類 運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人 2 1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。	十八 分野 小分野 産業分類 留保の種類 運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする

十九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇 (第二条) 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
二十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶賃渡業 内国民待遇 (第二条) 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業 (日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶賃渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶賃渡業 (内航船舶賃渡業を除く。) は、事前届出の要件の適用から除外される。
二十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	運輸業 水運業 内国民待遇 (第二条) 最恵国待遇 (第三条) 船舶法 (明治三十二年法律第四十六号) 第三条 日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船舶を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはいならない。
二十二	分野	上水道業

小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	J S I C 三六一 上水道業 内国民待遇 (第二条) 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
----------------------------------	---

附属書Ⅱ 第七条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条 (内国民待遇)

(b) 第三条 (最恵国待遇)

(c) 第六条 (特定措置の履行要求の禁止)

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	分野 小分野 産業分類 留保の種類	全ての分野 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 内国民待遇（第二条）
二	分野 小分野 産業分類 留保の種類	全ての分野 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 内国民待遇（第二条） 指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置	全ての分野 (a) クウェート国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) クウェート国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員に關する措置を採用し、又は維持すること。
	現行の措置	全ての分野 (a) クウェート国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) クウェート国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員に關する措置を採用し、又は維持すること。

三	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、クウェート国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を 与えないことができる。
四	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留 保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
五	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保 する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
六	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を

	電源法（昭和二十五年法律第百三十二号） 第五卷 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 第九十二条、第一百六条、第一百十五条、第百五十九卷 及び第百六十一条
九 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	土地取引に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号） 第一条
十 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
クウェート国の表 一 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	石油・ガス業 原油及び天然ガスの生産 内国民待遇（第二条） 原油及び天然ガスの探査及び採掘の許可は、外国投資家には与えられない。 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第二条 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号 二 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 製造業 石油精製業 内国民待遇（第二条） 石油精製業の許可は、外国投資家には与えられない。

三	二	四	五
現行の措置 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号	現行の措置 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号	現行の措置 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号	現行の措置 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
情報の制作及び流通に関する事項 新聞業その他出版業	内国民待遇(第二条) 外国投資家は、クウェート国において、新聞及び雑誌を発行し、及び配布すること並びに出版業を営むことができない。外国投資家は、クウェートの会社であつて、新聞及び雑誌を発行し、及び配布するもの並びに出版業を営むものに投資することができない。 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号	土地の取得及び所有に関する事項 内国民待遇(第二条) 外国人又は外国の法人は、クウェート国内において土地を取得し、又は所有することができない。 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号	不動産業 不動産取引業 内国民待遇(第二条) 外国投資家は、不動産の取引を行うクウェートの会社の株式の過半数を保有することができない。 外国からの直接投資の規制に関する二千一年法律第八号第三条 二千三年閣議決定第一〇〇六／一号

審査報告書

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十一日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国、大韓民国及び中華人民共和国の間で、投資の許可後の内国民待遇及び最惠国待遇の原則供与、並びに現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結により、三箇国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定

日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府は、

日本国、大韓民国及び中華人民共和国（以下この協定において「全締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一の締約国の投資家による他の締約国の領域内における投資のための安定した、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

投資の相互の促進、円滑化及び保護並びに投資の漸進的な自由化が、事業に係る投資家の自発的活動を促進することに貢献し、及び全締約国間の一層の繁栄をもたらすこととなることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

投資家とその領域内で投資活動を行っている締約国の法令であつて、経済、社会及び環境政策の進歩に寄与するものを当該投資家が遵守することの重要性を認識し、

世界貿易機関設立協定その他の協力に関する多数国間の文書に基づく権利及び義務を想起して、次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

- (a) 企業及び企業の支店
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）
- (d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であつて、投資に関連するもの
- (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、

植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(h) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

注釈 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、当該締約国の自然人又は企業であつて、他の締約国の領域内において投資を行うものをいう。

(3) 「締約国の自然人」とは、当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人をいう。

(4) 「締約国の企業」とは、営利目的であるかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織される法人その他の事業体をいい、会社、社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体及び組織を含む。

注釈 企業の支店は、それ自体を一の企業とはみなさない。

(5) 「投資活動」とは、投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(6) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(7) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(8) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

(9) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(10) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

第二条 投資の促進及び保護

1 各締約国は、他の締約国の投資家による投資が自国の領域内において行われるための良好な条件を醸成

する。

2 各締約国は、関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条 内国民待遇

1 各締約国は、自国の領域内において、投資活動に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、これに適合しない措置であつて、この協定の効力発生の日において各締約国が自国の法令に基づいて維持しているものがある場合には、当該措置及びその改正又は修正については、適用しない。ただし、当該措置の改正又は修正については、当該改正又は修正の直前における当該措置と1の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。

許可された投資に対して与えられる待遇は、いかなる場合にも、最初に投資が行われた時点において与えられた待遇よりも不利なものであつてはならない。

3 各締約国は、2に規定する適合しない措置がある場合には、全ての当該措置を漸進的に撤廃するためのあらゆる適切な措置をとる。

注釈 中華人民共和国は、自国の2に規定する措置が、千九百八十八年八月二十七日到北京で署名された投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の第三条2及び議定書3の規定に適合しないものでないことを確認する。

第四条 最恵国待遇

1 各締約国は、自国の領域内において、投資活動及び投資の許可に関連する事項に関し、第二条2の規定に従い、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家及びそれらの投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、各締約国が、次のいずれかのものの当事国であることに伴う特恵的な待遇を、他の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a) 関税同盟、自由貿易地域若しくは通貨同盟、これらに類する同盟若しくは自由貿易地域の表現を内容とする国際協定又は他の形態の地域的な経済協力

(b) 国境地域における小規模な貿易を容易にするための国際協定又は取決め

(c) 航空、漁業及び海事(海難救助を含む。)に關係する二国間及び多数国間の国際協定

3 1に規定する待遇であつて、第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家及びそれらの投資財産に対して与えられるものには、他の国際協定に定めるいずれかの締約国と当該第三の締約国の投資家との間又はいずれかの締約国と当該非締約国の投資家との間の投資紛争の解決に関する規定により、それぞれ当該第三の締約国の投資家及びその投資財産又は当該非締約国の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇を含まないことが了解される。

注釈 この条の規定の適用上、「非締約国」には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関設立協定に定める独立の関税地域であつて、この協定の効力発生の日において世界貿易機関の加盟国であるものを含まない。

第五条 投資財産に関する一般的待遇

1 各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、一般的に受け入れられている国際法の規則に基づいて与えられる合理的かつ適当な水準の待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定の違反があつた旨の決定は、その決定の事実によつて、この1の規定の違反があつたことを証明するものではない。

2 各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に関して取決め又は契約の形式で書面による約束を行うこととなつた場合には、当該約束を遵守する。

第六条 裁判所の裁判を受ける権利

各締約国は、自国の領域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家、第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条 特定措置の履行要求の禁止

1 世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すものとし、この協定の下での全ての投資財産について適用される。

2 いずれの締約国も、自国の領域内において、輸出又は技術の移転についての特定措置の履行要求に關し、他の締約国の投資家の投資に対し、不当な又は差別的な措置を課してはならない。

第八条 人員の入国

各締約国は、自国の關係法令に従い、投資財産に關連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他の締約国の自然人の入国、滞在及び居住に關する手続を円滑化するよう可能な限り努める。

第九条 知的財産権

1 (a) 各締約国は、自国の法令に従つて、知的財産権を保護する。

(b) 各締約国は、知的財産権に關する透明性のある制度を確立し、及び維持するものとし、知的財産に關する既存の協議の枠組みを通じ、知的財産の分野における全締約国間の協力及び連絡を促進する。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に關する國際協定であつて二以上の締約国が締結しているものに基づく權利を害し、及び当該國際協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれかの締約国が、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、知的財産権の保護に關する國際協定であつて、自国及び第三の締約国が締結しているもの又は自国及び非締約国が締結しているものにより、それぞれ当該第三の締約国の投資家及びその投資財産又は当該非締約国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに自国が締結している國際協定であつて、投資活動に關連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。各締約国政府は、当該法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公衆が容易に利用可能なものとする。

2 各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす自国の法令を導入し、又は変更する場合に、当該法令を公表し、又は公に利用可能なものとする時と当該法令が効力を生ずる時との間に適当な期間を置くよう努める。ただし、国家の安全保障、外国為替相場又は通貨政策に關する法令及びその公表が法執行を妨げることとなる他の法令を除く。

3 各締約国は、他の締約国の要請があつた場合には、自国が実際にとる措置又はとらうとする措置であつ

て、当該他の締約国及び当該他の締約国の投資家のこの協定に基づく利益に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに關し、合理的な期間内に、既存の二国間の経路を通じ、当該他の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他の締約国に情報を提供する。

4 各締約国は、自国の法令に従つて、次のことを行う。

(a) この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表すること。
(b) 投資に關する規制を設定する前に、当該規制についての公衆による意見の提出のための合理的な機会を与え、当該意見を考慮すること。

5 この条の規定は、秘密の情報の開示が次のいずれかに該当する場合には、締約国に対し、当該秘密の情報の開示を義務付けるものと解してはならない。

- (a) 法執行を妨げることとなる場合
- (b) 公共の利益に反することとなる場合
- (c) 私生活又は正当な商業上の利益を害するおそれがある場合

第十一条 収用及び補償

1 いずれの締約国も、自国の領域内にある他の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この協定において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 自国の法律及び正当な法の手続に關する國際的な基準に従つて行われるものであること。
- (d) 2から4までの規定に従つて行われる補償を伴うものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時点までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により關係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換す

ることが出来るものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十五条の規定の適用を妨げない。

第十二条 損失又は損害についての補償

1 各締約国は、武力紛争又は自国の領域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家、第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇のうち当該他の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することが出来るものとする。

第十三条 資金の移転

1 各締約国は、自国の領域に向けた又は自国の領域からの全ての資金の移転であつて、自国の領域内にある他の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
 - (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益
 - (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
 - (d) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
 - (e) 当該各締約国の領域内にある投資財産に関連した活動に従事する当該他の締約国の従業員が得た収入その他の報酬
 - (f) 前二条の規定に従って行われる支払
 - (g) 第十五条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行

われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることが出来る。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプションその他の派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁判手続における命令又は判決の履行の確保
- (e) 通貨その他の支払手段の移転についての報告

4 この条に規定する資金の移転は、為替管理に関する各締約国の法令であつて、他の締約国の投資家による投資が行われる時点で効力を有しているものにおいて関連する手続を定めている場合には、当該手続によつて行われるものとする。当該手続には、次の事項に関する手続を含むが、これらに限らない。

- (a) 海外投資
- (b) 清算、所有権の移転及び登録された資本金の減少（これらから生じた資金の再投資を含む。）
- (c) 登録された対外債務（外国投資家からの借入れを含む。）の元本及び利子の返済
- (d) 国内の保証人により提供される対外債務の保証

5 4に規定する手続の完了に要する期間は、1に規定する投資家が、資金の移転について、必要な書類を添付した書面による申請を当該投資家の投資財産が領域内に所在する締約国の外国為替当局に提出した日から起算する。必要な承認を与えるまでの期間は、当該申請の提出から約一箇月とすべきであり、二箇月を超えてはならない。4に規定する手続は、この協定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十四条 代位

1 一の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他の締約国は、次のことを承認する。

- (a) 当該一の締約国又はその指定する機関に対し、当該支払の前提となつた当該投資家の権利又は請求権が譲渡されること。

- (b) 当該一の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。
- 2 一の締約国又はその指定する機関が自国の投資家に対して支払を行い、それにより当該投資家の権利を代位した場合には、当該投資家は、支払を行った当該一の締約国又はその指定する機関の同意を得ることなく、他の締約国に対し、当該権利に基づく請求を行うことができない。当該投資家は、1の規定により代位されなかった自己の権利を引き続き行使することができる。
- 3 1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前三条の規定を準用する。
- 第十五条 一の締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
- 1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一の締約国と他の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該投資家又は当該一の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。
- 2 投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）と当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）との間の協議により友好的に解決する。紛争投資家は、投資紛争を3に規定する仲裁に付託する前に、書面による協議の要請を紛争締約国に提出する。この書面による要請には、次の事項を明記する。
- (a) 当該紛争投資家の名称及び住所
- (b) 違反があつたとされるこの協定に基づく義務
- (c) 当該投資紛争についての事実の簡潔な要約
- (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償額の概算
- 注釈 書面による協議の要請は、次の紛争締約国の権限のある当局に送付する。
- (a) 中華人民共和国については、商務部条約法律司
- (b) 日本国については、外務省又はそれに代わる機関
- (c) 大韓民国については、法務部国際法務課
- 3 投資紛争は、紛争投資家の要請に基づき次のいずれかのものに付託される。
- (a) 紛争締約国の権限のある裁判所

- (b) ICSID条約が利用可能である場合には、ICSID条約による仲裁
- (c) ICSID追加的制度規則が利用可能である場合には、ICSID追加的制度規則による仲裁
- (d) UNCITRAL仲裁規則による仲裁
- (e) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁
- ただし、(b)から(e)までの規定の適用上、次の要件が満たされることを条件とする。
- (i) 2に規定する書面による協議の要請が紛争締約国に提出された日から四箇月以内に当該協議により当該投資紛争を解決することができないこと。
- (ii) 7に規定する行政上の審査手続を要求された場合には、当該審査手続に関する要件が満たされていること。
- 注釈 (a)の規定の適用上、この3の規定は、行政裁判所又は行政機関が前審として審判することとされている場合には、その前審としての審判を妨げるものと解してはならない。
- 4 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争をこの条の規定に従つて3に規定する仲裁に付託することに同意する。
- 5 紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の権限のある裁判所又は3に規定するいずれかの仲裁に付託した場合には、当該紛争投資家によるその選択は、最終的なものとし、当該紛争投資家は、その後は3に規定する他の仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。
- 6 3及び4の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への請求の付託は、紛争投資家が、1に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、当該紛争締約国の権限のある裁判所において手続を開始する権利を放棄する旨の書面を当該紛争締約国に提出する場合を除くほか、行うことができない。
- 7 紛争投資家が2の規定に基づき書面による協議の要請を紛争締約国に提出した場合には、当該紛争締約国は、当該紛争投資家に対し、3に規定する仲裁への付託に先立ち自国の法令に定める行政上の審査手続を経るよう、遅滞なく要求することができる。
- 当該審査手続は、当該審査手続の申立てがあつた日から四箇月を超えて継続してはならない。当該審査手続が四箇月の期間の満了までに完了しない場合には、当該審査手続は、終結したものとみなされ、紛争投資家は、投資紛争を3に規定する仲裁に付託することができる。紛争投資家は、3に規定する四箇月の協議の期間が経過するまでは、当該審査手続の申立てをすることができない。

注釈 この7に規定する行政上の審査手続におけるいかなる決定も、紛争投資家が投資紛争を3に規定する仲裁に付託することを妨げるものではないことが了解される。

8 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、3に規定する仲裁を規律する。

9 3の規定により設置される仲裁裁判所（以下この条において「仲裁裁判所」という。）が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する認定

(b) 紛争投資家の損失又は損害がこの協定に基づく義務の違反によるものである場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

10 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、投資紛争の両当事者を拘束する。当該裁定は、その領域内で執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令に従って執行される。

11 3の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを最初に知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

12 3 (a)を除く。）及び4の規定は、次の事項に関する投資紛争については、適用しない。

(a) 第九条1(b)に規定する締約国の義務

(b) 第二十条の規定が規律する締約国の措置

第十六条 特別な手続及び情報の要求

1 第三条のいかなる規定も、一の締約国が、自国の領域内における他の締約国の投資家の投資活動に関連して特別な手続（例えば、投資財産が当該一の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、この協定に適合するものであること並びに当該一の締約国がこの協定に従って当該他の締約国の

投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2 第三条及び第四条の規定にかかわらず、一の締約国は、自国の領域内において、他の締約国の投資家に對し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該投資家の投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一の締約国は、当該情報であつて秘密のものについては、当該他の締約国の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一の締約国が自国の法律の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十七条 締約国間の紛争の解決

1 いずれの締約国も、この協定の解釈又は適用に関する紛争を解決するため、書面により、他の締約国との協議を要請することができる。要請を行う締約国（以下この条において「申立国」という。）は、要請の際に、第三の締約国に対して当該要請の写しを送付する。第三の締約国は、自国が当該紛争について実質的な利害関係を有すると認める場合には、協議に参加することができる。

2 (a) 1の規定に基づく要請が受領された日の後六箇月以内に1に規定する協議により紛争が満足に解決されない場合には、申立国及び当該要請を受けた締約国（以下この条において「両紛争当事国」と総称する。）のいずれかは、他方の紛争当事国に対する書面による要請に基づき、当該紛争を仲裁裁判所に付託することができる。

(b) 紛争を(a)に規定する仲裁裁判所に付託する紛争当事国は、(a)の規定に基づく仲裁の要請の写しを第三の締約国に送付する。

(c) 第三の締約国は、両紛争当事国に対して書面による通報を行った場合には、(a)に規定する仲裁裁判所に對し、この協定の解釈に関する問題につき意見を提出することができる。

(d) 第三の締約国は、紛争について実質的な利害関係を有すると認める場合には、両紛争当事国及び(a)に規定する仲裁裁判所に対して書面により参加の意図を通報した上で、両紛争当事国のいずれか一方の側に参加することにより、仲裁手続に参加することができる。この書面による通報は、可能な限り速やかに、いかなる場合にも(b)の規定による要請の写しの送付の日の後七日以内に、両紛争当事国に送付する。

3 この条に別段の定めがある場合又は両紛争当事国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁裁判所の手

続については、UNCITRAL仲裁規則を準用する。ただし、両紛争当事国は、準用されるUNCITRAL仲裁規則を修正することができるものとし、4の規定に従って任命された仲裁人は、いずれの紛争当事国も異議がないときは、準用されるUNCITRAL仲裁規則を修正することができる。仲裁裁判所は、自己の規則及び手続を定めることができる。

4 2(a)に規定する要請の受領の日から六十日以内に、各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、両紛争当事国と協議の上、仲裁裁判長となる者として第三の仲裁人（非締約国の国民でなければならない。）を選定する。仲裁裁判所の仲裁人の任命に関する他の事項については、三人の仲裁委員で構成される仲裁委員会の仲裁委員の任命に適用されるUNCITRAL仲裁規則を準用する。この場合において、UNCITRAL仲裁規則中の任命権者は、国際司法裁判所長とする。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又はこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長がいずれかの締約国の国民である場合又はこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうち国際司法裁判所次長に次ぐ席次の者であつて、いずれの締約国の国民でもないものに対し当該任命を行うよう要請する。

5 両紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、第三の仲裁人の選定の日から百八十日以内に全ての文書の提出が行われ、かつ、全ての弁論が終了しなければならない。仲裁裁判所は、この協定及び両紛争当事国に適用可能な国際法の規則に基づき、最後の文書の提出の日又は弁論の終結の日のうちいずれか遅い方の日から六十日以内に裁定を行う。当該裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事国を拘束する。

6 第三の締約国は、2(d)の規定に従って仲裁手続に参加しない場合には、両紛争当事国及び仲裁裁判所に対し書面による通報を送付した上で、全ての弁論に出席し、仲裁裁判所に対して書面で意見を提出し、及び口頭で意見を陳述し、並びに両紛争当事国から仲裁裁判所に対して提出された文書の写しを受領することができる。

7 両紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判長その他の仲裁人に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両紛争当事国が均等に負担する。

第十八条 安全保障のための例外

1 この協定の他の規定（第十二条の規定を除く。）にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時とする措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
 - (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく自国の義務に従つてとる措置
- 2 各締約国は、この協定（第十二条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十九条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 当該措置をとる締約国が国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他の締約国に対し、適切な方法で速やかに通報されるものであること。
- (e) 他の締約国に対し第三の締約国及び非締約国と同等の待遇を与えることを確保するものであること。
- (f) 他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるよう努めつつ採用され、又は維持されるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十条 信用秩序の維持のための措置

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 1に規定する措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十一条 租税

- 1 この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。
注釈 租税に関する問題を解決するに当たり、当該問題について関係する租税条約が適用されるか否かについては、当該租税条約について権限を有する各締約国の当局が決定する。
- 3 第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。
- 4 第十五条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、3に規定する条項に係るものについて適用する。
- 5 (a) 租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第十一条の規定を第十五条3に規定する仲裁への投資紛争の付託の根拠として援用することができない。
- (b) 紛争の当事者である投資家は、第十五条2の規定に基づき書面による協議の要請を紛争の当事者である締約国に提出した時は、(a)に規定する課税措置が収用に当たるか否かを決定するために、当該投資家の締約国及び当該紛争の当事者である締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが、当該要請が当該紛争の当事者である締約国に提出された日から六箇月以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、当該事案を同条3に規定する仲裁に付託することができる。
- (c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、
- (i) 中華人民共和国については、財政部及び国家税務総局又は権限を与えられたそれらの代理者をい

う。

- (ii) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。
- (iii) 大韓民国については、企画財政部税制室長又は権限を与えられたその代理者をいう。

第二十二条 利益の否認

- 1 一の締約国は、他の締約国の投資家であつて当該他の締約国の企業であるものが非締約国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
- (a) 当該一の締約国が当該非締約国と正常な経済関係を有していない場合
- (b) 当該一の締約国が、当該非締約国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを採用し、又は維持する場合
- 2 一の締約国は、他の締約国の投資家であつて当該他の締約国の企業であるものが非締約国の投資家又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他の締約国の領域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
- 注釈 この条の規定の適用上、「非締約国」には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関設立協定に定める独立の関税地域であつて、この協定の効力発生の日において世界貿易機関の加盟国であるものを含まない。
- 第二十三条 環境に関する措置
各締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の領域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。
- 第二十四条 合同委員会
1 全締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。 (b) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係するもの（第三条2及び3に規定する適合しない現行の措置の範囲を含む。）について討議すること。 2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、全締約国に対して適当な勧告を行うことを決定することができる。 3 委員会は、全締約国の政府の代表者から成るものとし、全締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することを決定することができる。委員会は、必要に応じ、自己の運営の方式を決定する。 4 委員会の決定は、コンセンサス方式により行われる。 5 全締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会は、毎年一回開催する。 第二十五条 他の協定との関係 この協定のいかなる規定も、一の締約国間の投資に関する二国間協定であつてこの協定の効力発生の日に存在するものが効力を有する限り、当該二国間協定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国の投資家に与えられる待遇に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではない。 注釈 この協定のいかなる規定も、一の締約国の投資家と他の締約国との間に問題が生じた場合において、当該投資家がこの協定よりも有利であると認めるこれらの締約国間の投資に関する二国間協定に依拠することを妨げるものと解してはならないことが確認される。 第二十六条 見出し この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 第二十七条 最終規定 1 全締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、それらの通告が受領された日のうち最も遅い日の後三十日目の日に効力を生ずる。 2 この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、5及び6に規定する場合を除くほか、引き続き効力を有する。この協定は、一の締約国の投資家の投資財産であつて、この	
	協定の効力発生の前に他の締約国の領域内において当該他の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。 3 全締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、投資を更に促進し、及び全締約国において一層開かれた投資環境を作り出すため、この協定の一般的な見直し並びにこの協定の実施及び運用についての見直しを、この協定の効力発生の後三年ごとに又はいずれかの締約国の要請により行う。 4 全締約国は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、この協定を改正するため、適当な経路を通じて交渉を行う。この協定は、全締約国間の合意により改正することができる。その改正は、全締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて受諾され、全締約国が合意した日に効力を生ずる。当該改正は、その効力を生ずるまでの間においては、この協定に定める全締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 5 いずれの締約国も、一年前に他の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定から脱退することができる。一の締約国が脱退した場合には、この協定は、他の締約国について引き続き効力を有する。この協定からの脱退の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、脱退した締約国について、脱退の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。 6 この協定は、5に規定する他の締約国のいずれかが5の規定に基づいて脱退した場合に終了する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該他の締約国について、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。 7 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千十二年五月十三日に北京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

山口 壯

枝野幸男

大韓民国政府のために

朴泰鎬

中華人民共和国政府のために

陳徳銘

議定書

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第四条1の規定は、土地の取得に関する事項については適用しない。

2 (a) 全締約国は、協定第十一条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(i) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(ii) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

(b) 締約国による一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事実に基づいて調査することが要求される。

(i) 当該一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもつて間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(ii) 当該一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(iii) 当該一又は一連の措置の性質及び目的（当該措置がその目的と均衡がとれたものであるか否かを含む。）

(c) 締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、正当な公共の福祉の目的のために締約国がとる無差別的な規制措置は、間接的な収用を構成しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十二年五月十三日に北京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

山口 壯

枝野幸男

大韓民国政府のために

朴泰鎬

中華人民共和国政府のために

陳徳銘

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十一日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とイラク共和国との間で、投資財産設立後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結により、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するもの

と期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定

日本国及びイラク共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平かつ良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

- (1) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。
 - (a) 法人及び法人の支店
 - (b) 株式、出資その他の形態の法人の持分（その持分から派生する権利を含む。）
 - (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
 - (d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
 - (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
 - (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)

(h) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)及び貸借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(a) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b) 締約国の法人

(3) 「締約国の法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体(企業、社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。

(4) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(5) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(6) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

第二条 投資の促進及び許可

一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資を可能な限り促進し、及び自国の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従つてその権限を行使する権利を留保の上、当該投資を許可する。

第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に基づく各締約国の義務は、自国の関係法令によつて1の規定に適合するように実施されることが了解される。

3 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第四条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。この目的のため、一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、誠実に協議を行う。

3 1に規定する待遇には、一方の締約国と第三国との間の国際協定の投資紛争の解決に関する規定(第十七条に規定する制度に類するもの)により第三国の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇を含まないことが了解される。

第五条 一般的待遇及び投資環境の整備

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。

4 各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に関し、各締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する自国の制限的な措置であつてこの協定の効力発生の日に存在するものを削減し、又は撤廃するよう努める。

第六条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国と事前に協議することなく、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達についての要求、輸出についての要求、輸出入の均衡についての要求又は技術の移転についての要求を課し、又は強制してはならない。

2 1の規定は、技術の移転についての要求であつて、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所若しくは競争当局によつて課され、若しくは強制されるもの又は知的財産権の保護に関する多数国間条約（知的財産権の移転を課し、又は強制する締約国が締結しているものに限る。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものには、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報（一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条 入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在す

る希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十一条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から4までの規定に従つて迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法的手続及び第五条の規定に従つて実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含める。当該補償については、容易に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十二条 損失又は損害についての補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、損害賠償、補償、原状回復その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十三条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自国の法令に定める手続に従つて、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払

(g) 第十七条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用

する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁判手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び前条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十六条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁

委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。国際司法裁判所長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、必要な任命は、国際司法裁判所次長により行われる。同次長もこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、必要な任命は、国際司法裁判所のいずれの締約国の国民でもない最も上席の裁判官により行われる。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十七条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該投資家又は一方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7 (b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から三箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7 (a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

(d) 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。ただし、第五条3の規定に基づく紛争締約国の義務に関する投資紛争を除く。

(b) 第五条3の規定に基づく紛争締約国の義務に関する投資紛争については、調停又は仲裁への付託に必要な同意は、紛争締約国により事案ごとに与えられる。

6 5の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知った日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

7 (a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従つてその請求を取り下げるときに限り、4に規定する調停又は仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する調停又は仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

8 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

9 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

10 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の当事国において行う。

11 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国で適用されている裁定の執行に関する関係法令に従って執行される。

第十八条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する法人が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国が1の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があった場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条 租税

1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2 第三条1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従って与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

3 第四条1及び2の規定は、一方の締約国が、第三国との間で相互主義に基づき、又は第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、当該第三国の投資家に与える租税に関する特別な利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十一条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として、投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて情報を共有し、及び討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。委員会は、両締約国の合意により、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。

6 委員会及び5の規定により設置される小委員会は、一方の締約国の要請があつた場合には会合する。

第二十二条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十三条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家に

よつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

注釈 この条の規定の適用上、

(a) 法人が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該法人の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 法人が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十四条 見直し

両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の見直しを行う。

第二十五条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十六条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4 2の規定にかかわらず、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

6 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

7 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも又は第二十四条の規定に基づく見直しの結果として、他方の締約国との協議を要請することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認され、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年六月七日にバグダッドで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

長谷川 晋

イラク共和国のために

サミ・アラージ

審査報告書

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十日

災害対策特別委員長 竹谷とし子

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約百億円が見込まれている。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十五年十一月八日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第一条中「東南海・南海地震による」を「南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域の指定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を」を、「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置

について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について」に、「東南海・南海地震に係る」を「災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)その他の地震防災対策に関する法律と相まつて、南海トラフ地震に係る」に改める。

第二条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に、「遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びに」を「南海トラフ及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいう。

第三条の見出し中「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改め、同条第一項中「東南海・南海地震が」を「南海トラフ地震が」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により推進地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

第四条を削る。

第五条第一項中「第三条第一項」を「前条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同条第二項中「基本計画は」の下に、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項」を加え、「東南海・南海地震に」を「南海トラフ地震に」に、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を「及び基本的な施策に関する事項、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、南海トラフ地震防災対策推進計画」に改め、「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削り、「東南海・南海地震防災対策計画」を「南海トラフ地震防災対策計画」に改め、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項の国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的な施策に関する事項については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、南海トラフ地震の発生の形態並びに南海トラフ地震に伴い発生する地

震動及び津波の規模に応じて予想される災害の事態が異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することができるよう適切に配慮するものとする。	5 基本計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第十号に規定する地震防災基本計画と整合性のとれたものでなければならぬ。	第五条を第四条とする。	第六条第一項中「規定する指定行政機関」の下に「(以下「指定行政機関」という。)」を、「指定地方行政機関」の下に「(以下「指定地方行政機関」という。)」を、「規定する指定公共機関」の下に「(以下「指定公共機関」という。)」を、「指定地方公共機関」の下に「(以下「指定地方公共機関」という。)」を加え、同項第一号中「避難地、避難路」を「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の」に、「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同項第二号中「東南海・南海地震に伴い」を「南海トラフ地震に伴い」に、「及び円滑な避難の確保を」、「円滑な避難の確保及び迅速な救助」に改め、「東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの」を削り、同項に次の三号を加える。	三 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項	平成二十五年十一月二十二日 参議院会議録第九号(その二) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項	五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの	第六条第二項に後段として次のように加える。	この場合において、市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。)は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。	第六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。	3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
第七条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第五条第一項」に、「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第四項中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。	第八条第一項中「東南海・南海地震防災規程」を「南海トラフ地震防災規程」に改め、同項中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。	一 大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に規定する地震防災応急計画(同法第八条第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。)	第八条第二項中「東南海・南海地震防災規程」を「南海トラフ地震防災規程(前項第一号に係るものを除く。以下この項において同じ。)」を作成し、「その東南海・南海地震防災規程」を「その南海トラフ地震防災規程」に、「東南海・南海地震防災規程を變更」を「南海トラフ地震防災規程を變更」に改める。	第十二条を第二十二条とする。	第十一条中「東南海・南海地震」を「この法律に特別の定めのあるもののほか、南海トラフ地震」に改め、同条を第二十一条とする。
第九条中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条を第十九条とする。	第八条の次に次の十号を加える。	第九条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。	2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、南海トラフ地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。	3 第一項の協議を行うための会議(以下この条において単に「会議」という。)は、同項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及	八九

び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもって構成する。

4 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等)

第十条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域(以下「特別強化地域」という。)として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により特別強化地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想

定して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

(津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置)

第十一条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者

に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

(津波避難対策緊急事業計画)

第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)を作成することができる。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

三 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)以下「集団移転促進法」という。)第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。)

とするものを含む。以下同じ。)

四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に関係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。 8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。 9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。 (津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等) 第十三条 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業(以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。)のうち、別表に掲げるもの(当該津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。	3 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。 (移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等) 第十四条 国は、第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。 (集団移転促進事業に係る農地法の特例) 第十五条 市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。)を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。)を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事当該市町村が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにし、又は四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合に
用及び収益を目的とする権利を取得する場合に、農林水産大臣)は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第二項(第一号に係る部分に限る。)(又は第五条第二項(第一号に係る部分に限る。))の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。 一 関係市町村における南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要かつ適当であると認められること。 二 関係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 (集団移転促進法の特例) 第十六条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号及び第七条第一号の規定の適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地(集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。))の」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上と	なる場合を除く」とする。 (集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮) 第十七条 国の行政機関の長又は都府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)その他の土地利用に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)その他の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。 (地方債の特例) 第十八条 地方公共団体が第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行うために要する経費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号に規定する政令で定める施設その他当該集団移転促進事業に関連して移転する公共施設の除却に係る負担又は助成に要する経費を含む。)については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。 附則の次に次の別表を加える。

別表(第十三条関係)

事業の区分	国の負担割合
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「旧法」という。)第六条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び旧法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画(旧法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。)は、この法律による改正後の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第五条第一項各号に掲げる事項及

び新法第七条第四項に規定する事項について定められた部分については、新法第五条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び新法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画(新法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。)とみなす。

(消防組織法及び内閣府設置法の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改める。

一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四条第二項第二十一号

二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第十四号の三

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が平成二十六年四月

一日前となる場合における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条第六項の規定の適用については、同項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とあるのは、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)」による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とする。

審査報告書

首都直下地震対策特別措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月二十日

災害対策特別委員長 竹谷とし子

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、もつて首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実

施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

首都直下地震対策特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十五年十一月十五日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

目次

首都直下地震対策特別措置法

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 緊急対策推進基本計画(第四条)

第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等(第五条・第六条)

第四章 首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置

第一節 首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定等(第七条)

第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等(第八条―第十五条) 第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置(第十六条―第二十条) 第五章 地方緊急対策実施計画の作成等(第二十一条―第二十三条) 第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置 第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等(第二十四条―第三十一条) 第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置(第三十二条―第三十四条) 第七章 雑則(第三十五条―第四十二条) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急	
急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「首都直下地震」とは、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。次項において同じ。及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。 2 この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能をいう。 3 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。 4 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。 (首都直下地震緊急対策区域の指定等) 第三条 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域(以下「緊急対策区域」という。)として指定するものとする。	
急対策区域」という。)として指定するものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係する都県の意見を聴かなければならない。この場合において、当該都県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係する市町村の意見を聴かなければならない。 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による緊急対策区域の指定の解除をする場合に準用する。 第二章 緊急対策推進基本計画 第四条 政府は、前条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策(以下「緊急対策」という。)の推進に関する基本的な計画(以下「緊急対策推進基本計画」という。)を定めなければならない。 2 緊急対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ	
迅速な推進の意義に関する事項 二 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針 三 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関し次に掲げる事項 イ 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項 ロ 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となつた場合における当該首都中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項 ハ 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項 ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持に関し必要な事項 四 第七条第一項に規定する首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び第八条第一項に規定する基盤整備等計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項 五 第二十一条第一項に規定する地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 六 第二十四条第一項に規定する特定緊急対策事業推進計画の同条第八項の認定に関する基本的な事項	

七 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画 八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項 三 内閣総理大臣は、緊急対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、緊急対策推進基本計画を公表しなければならない。 五 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、緊急対策推進基本計画を変更しなければならない。 六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による緊急対策推進基本計画の変更について準用する。	二 緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 政府全体の見地からの政府の業務の継続に関する事項 二 業務の継続に必要な職員の確保、非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄その他の首都直下地震が発生した場合における円滑かつ迅速な業務の継続に係る体制の整備に関する事項を内容とする各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項 三 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となつた場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項 四 前三号に掲げるもののほか、行政中枢機能の維持に関し必要な事項 三 前条第三項から第六項までの規定は、緊急対策実施計画について準用する。	首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞行者、来訪者又は居住者(以下「滞行者等」という。)の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設(以下「安全確保施設」という。)の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地區(以下「基盤整備等地區」という。)として指定するものとする。 二 第三条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基盤整備等地區の指定について準用する。この場合において、同条第五項中「前三項」とあるのは、「前二項」と読み替へるものとする。	画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 二 基盤整備等計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事項 イ ロ(1)から(4)までに掲げる事業(以下「基盤整備事業」という。)を通じた首都中枢機能の維持に関する基本的な方針 ロ 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項 (1) 電気、ガス、水道等の供給体制に係る基盤の整備に関する事業 (2) 情報通信システムに係る基盤の整備に関する事業 (3) 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設(ハ)において「公共公益施設」という。)の整備に関する事業 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備に関する事業 ハ ロ(3)及び(4)に掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項 二 イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項
第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等 (行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画) 第五条 政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、首都直下地震が発生した場合における国の行政に関する機能のうち中枢的なもの(以下この条において「行政中枢機能」という。)の維持に係る緊急対策の実施に関する計画(以下この条において「緊急対策実施計画」という。)を定めなければならない。	第七条 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、	首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定等 第一節 首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定等 第六章 国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、前条の規定に準じた所要の措置を講ずるものとする。 第四章 首都中枢機能維持基盤整備等地區における特別の措置 第一節 首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定等	首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞行者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等に関する計画(以下「基盤整備等計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 二 基盤整備等計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事項 イ ロ(1)から(4)までに掲げる事業(以下「基盤整備事業」という。)を通じた首都中枢機能の維持に関する基本的な方針 ロ 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項 (1) 電気、ガス、水道等の供給体制に係る基盤の整備に関する事業 (2) 情報通信システムに係る基盤の整備に関する事業 (3) 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設(ハ)において「公共公益施設」という。)の整備に関する事業 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備に関する事業 ハ ロ(3)及び(4)に掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項 二 イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項

二 滞在者等の安全の確保を図るために必要な次に掲げる事項

イ 安全確保施設の整備等を通じた滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

ロ 安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

ハ 口に規定する事業により整備された安全確保施設の適切な管理のために必要な事項

二 安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。）その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項

ホ 滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

3 基盤整備事業に関する事項には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項

第一号、第二号又は第七号に掲げる施設、工作物又は物件（次項並びに第十九条第一項及び第三項において「施設等」という。）のうち、首都中枢機能の維持を図るためのものとして政令で定

めるものの設置であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

4 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第十九条第一項から第三項までにおいて同じ。）及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

5 基盤整備等計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 次に掲げる者は、関係地方公共団体に対して、第一項の規定による申請（以下この条及び次条第一項において単に「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る基盤整備等地区において基盤整備事業及び第二項第二号ロ又は二に規定する事業（以下この章において「基盤整備事業等」という。）を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等地区における基盤整備事業等の実施に関し密接な関係を有する者

7 前項の提案を受けた関係地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

8 関係地方公共団体は、基盤整備等計画を作成しようとするときは、当該基盤整備等計画に定める事項について第十五条第一項の首都中枢機能維持基盤整備等協議会における協議をしなければならない。

9 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第六項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要

二 前項の規定による協議の概要

10 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。

二 当該基盤整備等計画の実施が当該基盤整備等地区における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（次項、次条及び第十条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等に関する事項について、当該基盤整備事業等に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第九条 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十一項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定基盤整備等計画の変更）

第十条 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画（以下この章において「認定基盤整備等計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第八条第五項から第十二項まで及び前条の規定は、認定基盤整備等計画の変更について準用する。 (報告の徴収) 第十一条 内閣総理大臣は、第八条第十項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第十三条第一項において単に「認定」という。)を受けた関係地方公共団体(以下この節において「認定地方公共団体」という。)に対し、認定基盤整備等計画(認定基盤整備等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この章において同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。	(認定の取消し) 第十三条 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画が第八条第十項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。 3 第八条第十二項の規定は、第一項の規定による認定基盤整備等計画の認定の取消しについて準用する。	地方公共団体及び基盤整備事業等の実施主体は、認定基盤整備等計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 (首都中枢機能維持基盤整備等協議会) 第十五条 関係地方公共団体は、第八条第一項の規定により作成しようとする基盤整備等計画並びに認定基盤整備等計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、首都中枢機能維持基盤整備等協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織するものとする。 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 前項の関係地方公共団体 二 国の関係行政機関その他の関係機関 三 基盤整備事業等を実施し、又は実施すると見込まれる者 3 第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が必要と認める者 4 関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構	成員の構成が、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 5 次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 一 基盤整備事業等を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 6 前項の規定による申出を受けた関係地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。 7 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置 (開発許可の特例) 第十六条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画
2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の実施の状況について報告を求めることができる。 (措置の要求) 第十二条 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。 2 関係行政機関の長は、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。	第十四条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。 2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。 3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、国の関係行政機関その他の関係機関の長、認定	関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構	関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構

に基盤整備事業に関する事項として都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

（土地区画整理事業の認可の特例）

第十七条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（同法第五十五条第一項から第六項までに規定する手続を行ったものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第五十二条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第五十二条第一項の認可があつたものとみなす。

（市街地再開発事業の認可の特例）

第十八条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による第一種市街地再開発事業（同法第五十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条第二項から第五項までに規定する手続を行ったもの）並びに同法第五十三条第四項において準用する同法第七条の十二の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議を行ったものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第五十一条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第五十一条第一項の認可があつたものとみなす。

（道路の占用の許可基準の特例）

第十九条 基盤整備等地区内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基盤整備等計画に記載された第八条第三項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十二条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の

種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第八十七条第一項の規定の適用については、同項中「円滑な交通を確保する」とあるのは、「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

（都市再生特別措置法の適用）

第二十條 認定基盤整備等計画第八条第二項第二号に掲げる事項について記載された部分に限る。）については、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画とみなして、同法第十九条の十五から第十九条の十八までの規定を適用する。この場合において、同法第十九条の十五第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第 号）第八条第一項に規定する関係地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、同項に規定する基盤整備等計画（以下「基盤整備等計画」という。）に同条第二項第二号又は二と、同条第三項中「協議会」は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策

特別措置法第八条第二項第二号ロ又は二」と、同条第四項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十六第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号ロ又は二」と、同条第三項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十七第一項中「都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「基盤整備等計画に記載された首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号ロ又は二」と、「都市再生安全確保施設」とあるのは「首都直下地震対策特別措置法第七条第一項に規定する安全確保施設(以下「安全確保施設」という。）」と、同条第二項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首	都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号ロ又は二」と、「都市再生安全確保施設」とあるのは「安全確保施設」と、同条第三項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十八第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号ロ」と、「都市再生安全確保施設」とあるのは「安全確保施設」と、同条第二項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表された日」とあるのは「基盤整備等計画の認定につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつた日」と、「当該都市再生安全確保計画」とあるのは「当該認定を受けた基盤整備等計画」とする。 第五章 地方緊急対策実施計画の作成等(地方緊急対策実施計画) 第二十一条 第三条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、その全部又は一部の区域が緊急対策区域である都県(以下「関係都県」という。)の知事(以下「関係都県知事」という。))は、緊急対策推進基本計画を基本として、	当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画(以下「地方緊急対策実施計画」という。))を作成することができる。 2 地方緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 地方緊急対策実施計画の区域 二 地方緊急対策実施計画の目標 三 地方緊急対策実施計画の期間 3 地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを含め、次に掲げる事項のうち必要なものとする。 一 次に掲げる施設等の整備等であつて、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る地震防災上緊急に実施する必要があるものに関する事項 イ 高層建築物、地下街、駅その他不特定かつ多数の者が利用する施設又は当該施設内におけるエレベーター等の設備のうち、地震防災上その利用者の安全の確保を要するもの ロ 工場、事業場等の施設が集積している地域における工場その他の施設又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域における石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所その他の施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの	もの ハ イ及びロに掲げるもののほか、首都直下地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等 二 首都直下地震に係る被害の発生を防止し、又は軽減するための住宅その他の建築物等に係る地震防災対策に関し次に掲げる事項 イ 住宅その他の建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。))の促進その他建築物の耐震化(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。))に関する事項 ロ 住宅その他の建築物の不燃化、延焼の防止その他の火災の発生の防止及び火災による被害の軽減に関する事項 ハ 延焼の防止、避難路の確保等のための街区の整備に関する事項 二 住居内における安全の確保に関する事項 ホ 土砂災害及び地盤の液状化の防止に関する事項 三 次に掲げる事項のうち、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施に必要なものの イ 被災者の救済及び救助の実施に関する事項
---	---	---	--

ロ 地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)における医療の提供に関する事項

ハ 地震災害時における滞在者等に対する支援に関する事項

二 地震災害時における電気、ガス、水道等の供給体制の確保に関する事項

ホ 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資の流通に関する事項

ヘ 地震災害時における通信手段の確保に関する事項

ト ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項

チ 海外からの防災に関する支援の円滑な受入れに関する事項

リ 応急仮設住宅の建設に係る用地の確保に関する事項

ヌ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保に関する事項

四 住民等の協働による防災対策の推進に関する事項

五 首都直下地震に係る防災訓練に関する事項

六 地震防災に関する技術の研究開発に関する事項

七 前各号に掲げる事項に係る事業又は事務(以下「事業等」という。)と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等その他

の首都直下地震に係る地震防災対策の推進のため前各号に掲げる事項に係る事業等に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で内閣府令で定めるもの

四 前項各号に掲げる事項には、関係都県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該関係都県以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。

五 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画に当該関係都県以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

六 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地方緊急対策実施計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見を聴かなければならない。

七 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

八 前三項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(関係都県への援助)

第二十二条 国は、関係都県に対し、地方緊急対策実施計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(住民防災組織の認定等)

第二十三条 関係都県知事は、その区域内における住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、緊急対策区域内において首都直下地震による被害の軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを、住民防災組織として認定することができる。

2 国及び特定地方公共団体(関係都県又はその全部若しくは一部の区域が緊急対策区域である市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)をいう。以下同じ。)は、前項の認定を受けた住民防災組織に対し、緊急対策区域内における首都直下地震による被害の軽減を図るための活動に関し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等

(特定緊急対策事業推進計画の認定)

第二十四条 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策

区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、特定緊急対策事業(次節の規定による特別の措置の適用を受ける事業をいう。以下同じ。)の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画(以下「特定緊急対策事業推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 特定緊急対策事業推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定緊急対策事業推進計画の区域

二 特定緊急対策事業推進計画の目標

三 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

四 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項

五 前号に規定する特定緊急対策事業ことの次節の規定による特別の措置の内容

六 前各号に掲げるもののほか、第四号に規定する特定緊急対策事業に関する事項その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

3 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び前項第四号に規定する実施主体(以下この章において単に「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。

4 次に掲げる者は、特定地方公共団体に対して、第一項の規定による申請(以下この節において単に「申請」という。)をすることについての提案をすることができる。 一 当該提案に係る区域において特定緊急対策事業を実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定緊急対策事業の実施に密接な関係を有する者	三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要 8 内閣総理大臣は、申請があつた特定緊急対策事業推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。 二 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。	から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。 (認定推進計画の変更) 第二十六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画(以下「認定推進計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。	し、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の実施の状況について報告を求めることができる。 (措置の要求) 第二十八条 内閣総理大臣は、認定推進計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定推進計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。 2 関係行政機関の長は、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定緊急対策事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。 (認定の取消) 第二十九条 内閣総理大臣は、認定推進計画が第二十四条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。 3 第二十四条第十項の規定は、第一項の規定による認定推進計画の認定の取消しについて準用する。
5 前項の提案を受けた特定地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。 6 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとする場合において、第三十一条第一項の地震防災対策推進協議会が組織されているときは、当該特定緊急対策事業推進計画に定める事項について当該地震防災対策推進協議会における協議をしなければならない。 7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。 一 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要 二 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要	9 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条、次条及び第二十六条第一項において単に「認定」という。)をしようとするときは、特定緊急対策事業推進計画に定められた特定緊急対策事業に関する事項について、当該特定緊急対策事業に係る関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。))の同意を得なければならない。 10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 (認定に関する処理期間) 第二十五条 内閣総理大臣は、申請を受理した日	2 第二十四条第三項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定推進計画の変更について準用する。 (報告の徴収) 第二十七条 内閣総理大臣は、第二十四条第八項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。)を受けた特定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)に対し、認定推進計画(認定推進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。 2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対	

(認定地方公共団体への援助等) 第三十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に對し、認定推進計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。	2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定推進計画に係る特定緊急対策事業の実施に關し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定緊急対策事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定推進計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 (地震防災対策推進協議会)	第三十一条 特定地方公共団体は、第二十四条第一項の規定により作成しようとする特定緊急対策事業推進計画並びに認定推進計画及びその実施に關し必要な事項について協議するため、地震防災対策推進協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。 2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 前項の特定地方公共団体
二 特定緊急対策事業を実施し、又は実施すると見込まれる者 3 第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。	一 当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に關し密接な関係を有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が必要と認める者 4 特定地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に關する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。	5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、特定地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。 一 特定緊急対策事業を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に關する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。	二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に關する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
進計画又は認定推進計画及びその実施に關し密接な関係を有する者 6 前項の規定による要請を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。 7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。	8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 9 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。	10 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に關し必要な事項は、地域協議会が定める。 第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置 (建築基準法の特例)	第三十二条 特定地方公共団体が、第二十四条第
二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、緊急防災建築物整備事業(特定緊急対策事業推進計画の区域内において避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定緊急対策事業推進計画に定められた建築物に對する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項から第十二項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第 号)第三十二条第一項の認定を受けた同項に規定する特定緊急対策事業推進計画に定められた同条第二項に規定する基本方針(以下この条において「認定計画基本方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基			

本方針に適合すると認めて許可した場合その他とする。

2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該特定緊急対策事業推進計画において定められた緊急防災建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該特定緊急対策事業推進計画の区域内の用途地域（建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。）の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第三十三条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、特別用途地区緊急防災建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、特定緊急対策事業推進計画の区域内の特別用途地区（都市計画法第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。）内において、避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。）を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方

公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該特別用途地区緊急防災建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。
（補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例）

第三十四条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に資する事業の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けたことをもって、同法第二十二条に規定する各

省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第七章 雑則

（地震観測施設等の整備）

第三十五条 国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

（関係都県等に対する国の援助）

第三十六条 第十四条第一項、第二十二條及び第三十条第一項に定めるもののほか、国は、関係都県及び関係市町村に対し、首都直下地震に係る地震防災対策の実施に関し、当該地域の実情に応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（首都直下地震に係る総合的な防災訓練の実施）

第三十七条 緊急対策区域に係る災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関）及び関係都県知事は、必要に応じ、当該区域に係る関係市町村の長その他の者と連携して、首都直下地震に係る総合的な防災訓練を行わなければならない。

（広域的な連携協力体制の構築）

第三十八条 国及び地方公共団体は、首都直下地震が発生した場合において、災害応急対策、災害復旧、災害廃棄物の処理その他の関係都県及び関係市町村の業務が円滑かつ適切に実施されるよう、関係都県及び関係市町村と関係都県及

び関係市町村以外の地方公共団体その他の関係機関との広域的な連携協力体制の構築に努めなければならない。

2 国は、前項の広域的な連携協力体制の構築が推進されるよう、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第三十九条 国は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（権限の委任）

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（命令への委任）

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

（経過措置）

第四十二条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行状況、最新の科学的知見等を勘案し、首都直下地震に係る地震防災対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消防組織法の一部改正)

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二十一号中「及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)」を、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)及び首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第 号)」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の四の次に次の一号を加える。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第 号)に基づく地震防災対策に関すること。
(政令への委任)
第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五—八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 四六〇円 四四〇円